

令和３年 第１回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和３年２月２６日（金）

９：３０～１５：４１

～速記録～

◎ 議長（岡田 勇）

皆さん、おはようございます。議員の皆様には足元の悪い中、何かとご多忙のところご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本定例会に付議されました案件については、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。ただいまから、令和３年第１回相楽東部広域連合議会定例会を開会します。平沼広域連合長、あいさつ。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

皆さん、おはようございます。本日は、令和３年第１回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては何かとご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルスについては、現在、京都府に緊急事態宣言が出されているところですが、今月末で解除される方向で調整されております。一時に比べると、感染者数はかなり減少してきております。京都府内の一部の医療機関で、医療従事者向けのワクチン接種も始まったところですが、高齢者向けの接種については、政府はワクチンについて４月２６日の週から全国の市区町村に行き渡る数量を配送したいとしています。現在のところ高齢者全員分のワクチンを確保できる目途はたっていないと見られるとの報道もあり、まだまだ予断を許さない状況であると考えております。本定例会におきましては、職員定数条例の改正、退職手当条例等の廃止のほか、令和２年度の補正予算、令和３年度の当初予算につきまして、ご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２１条の規定によって、６番、鈴木かほる議員、７番、畑武志議員を指名します。日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日１日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日１日間に決定をいたしました。
日程第３、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに総務厚生常任委員長、大倉博議員。

◎ 総務厚生常任委員長（大倉 博）

総務厚生常任委員会から報告を行います。本委員会は、２月１０日午前９時３０分から和束町議会委員会室で開催しました。まず、令和２年度一般会計歳入歳出予算の執行状況として、総務課、環境課所管の事業について１月末時点での数値で説明を受けました。質疑では、廃棄物処理手数料未収金の現状等に関する質問が出されました。次に、令和３年第１回定例会の概要として、職員定数条例の一部を改正する条例（案）、教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例（案）、令和２年度一般会計補正予算（第３号）（案）、令和３年度一般会計当初予算（案）、以上の各案件についての概要説明を受けました。主な質疑では、定数条例の一部改正について割愛職員を採用する理由や職員の身分に関する質問が、令和３年度一般会計当初予算については、じんかい処理費の金額が前年度当初予算より増加している理由等を質問が出されました。以上で、２月１０日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

続きまして文教常任委員長、鈴木かほる議員。

◎ 文教常任委員長（鈴木 かほる）

文教常任委員会の報告をさせていただきます。本委員会は、２月１０日午後１時３０分から和束町議会委員会室で開催しました。まず、令和２年度一般会計歳入歳出予算執行状況として、教育委員会所管の事業について１月末時点での数値で説明を受けました。主な質疑では、ＧＩＧＡスクール事業に係るタブレット端末の納品状況、モバイルルーターの各家庭への貸し出し台数、通信費についての質問などが出されました。次に、令和３年第１回定例会の概要として、職員定数条例の一部を改正する条例（案）、教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例（案）、令和２年度一般会計補正予算（第３号）（案）、令和３年度一般会計当初予算（案）、以上の各案件に関する概要説明を受けました。主な質疑では、職員定数条例の一部改正について各団体の定数を定める法律等の有無についての質問、一般会計補正予算（第３号）については、新型コロナウイルス感染症による事業数減少に係る各課の考えに関する質問が出され、また、３年度当初予算については、笠置小学校の立木等処理業務の業務内容や施工場所等に関する質問、来年度以降の笠置小学校の学級編制に関する質問が出されました。以上で、２月１０日に開催された文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

以上で報告を終わります。日程第４、一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め３０分以内です。質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。１番、高山豊彦議員の発言を許します。

◎ １番（高山 豊彦）

おはようございます。１番、高山豊彦でございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思っております。まず、大きく２点、相楽東部クリーンセンターに係る問題と、あとＧＩＧＡスクールに関わる問題として、大きく２点の質問をさせていただきます。まず、１点目でございますが、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策及び相楽東部３町村の今後のごみ処理についてでございます。小さい１つ目ですが、昨年１２月の定例会において、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策工事設計委託料に係る補正予算が決定されました。その後、工事設計による具体的な工事の範囲や、土砂の処理及び工事関係車両の通行ルートなどの計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。２点目ですが、相楽東部３町村のごみ処理につきましては、現在、三重中央開発株式会社との委託契約により行われているところでございますが、契約期間終了後、ごみ処理についてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。次に、大きな２点目です。ＧＩＧＡスクールに係る家庭学習用モバイルルーターの貸し出しについて、でございます。ＧＩＧＡスクールに係る家庭学習用モバイルルーターの各町村別貸し出し台数及びモバイルルーターサービスを受けるための事業者との契約者や、月々の経費を負担するのはだれが負担するのか。以上、１回目の質問とさせていただきます。以降につきましては、自席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

高山議員のご質問にお答えいたします。まず、相楽東部クリーンセンター擁壁等の安全対策についてですが、昨年の１２月８日の連合議会で工事設計に係る補正予算をご承認いただきました。現在の進捗状況ですが、１月中旬に委託業者の一般財団法人建設工学研究所と現地において最新の土砂の状況の確認、入場可能な工事車両の大きさや通行ルート、土砂の処理等について確認する場を設けたところでございます。設計業務については、契約が３月３１日までとなっていることから、現在、委託業者において鋭意業務を進められているところで、まだ計画の詳細についてはまでは報告は受けてないところでございます。特に、工事車両の通行ルート等については、地元住民にとっては影響が大きいことから、詳細がわかり次第、丁寧に説明していきたいと考えております。次に、契約期間終了後の

相楽東部3町村のごみ処理についてですが、現在は、相楽東部クリーンセンターについては20年間の地元区との公害防止協定の期間が終了したことにより、平成31年3月末をもって稼働を休止し、それ以降については民間委託により一般廃棄物の処理を行っているところでございます。委託業者については、事業期間を5年としたプロポーザル公募を行い審査を行った結果、現在の三重中央開発株式会社を事業者として決定し、現在、当該事業者と契約し一般廃棄物の処理を委託しているところであり、現在2年を経過しようとしています。契約については、ごみ処理量を毎年見込む必要があることから1年ごとに行っております。契約3年後には、プロポーザルの事業期間が切れることとなりますが、現在の民間委託でのごみ処理については過渡期の対応と考えており、一般廃棄物について市町村が自ら処理を行うことは元より、他社に委託させる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するという廃掃法の趣旨を踏まえ、安定的、効率的に行えるよう、ごみ処理を検討していく必要があると考えております。まずは、テールアルメ擁壁の安全対策を行いながら、今後のごみ処理の方向性を検討していき、プロポーザル期間終了後の令和6年4月1日から民間委託以外での処理を目指すこととしております。ただし、例えば、他の自治体との広域処理については相手方との合意形成といった課題があり、時間を要することも想定されるため、間に合わない場合は、再度、民間委託での処理についても視野に入れざるを得ないと考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

高山議員の一般質問、GIGAスクールにおける家庭学習用モバイルルーターの貸し出しについてお答えいたします。各家庭におけるインターネット接続環境の有無について、本年度当初に各校によりアンケートを実施しましたところ、未接続の家庭が27戸あることがわかりましたので、このたびの予算で購入したモバイルルーターを貸し出す予定をしております。学校別の貸し出し台数は、笠置小学校6台、和東小学校2台、南山城小学校12台、笠置中学校3台、和東中学校4台となります。また、貸し出したモバイルルーターの使用に係る事業者との契約については、それぞれの家庭が行っていただくこととし、そのオンライン学習に係る通信費についても、それぞれ家庭において負担していただくことが適当であると考えております。なお、生活困窮者に対する学習支援につきましては、今般、就学援助制度の中で新たにオンライン学習通信費を対象に加えましたので、その制度により対応できるものと考えております。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

1番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

先にGIGAスクールの方からでございますが、質問させていただきたいと思います。今のご報告でいきますと、全体的には27戸の貸し出し台数ということでございます。契約者につきましては各家庭で、経費負担につきましても各家庭で負担していただくということの答弁でございました。これにつきましては、該当する家庭に対しての説明は十分なされているのでしょうか。特に、生活困窮者については、今、答弁がありましたように、そういう支援のかたちでされるということになるかと思うのですが、そういうことも含めて、該当する家庭にはそういう説明は十分されたのかどうか、そこだけお聞きします。

◎ 議長（岡田 勇）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

各家庭での通信費用の負担につきましては、今後、各家庭に説明の方をしてまいりたいと考えております。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

これからということですので、しっかりと誤解のないように丁寧な説明をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。次に、相楽東部クリーンセンター擁壁等に係る問題でございますが、この計画、設計のされるところというのは、今、答弁もありましたように研究所の方でそういう設計計画を立てておられるのでしょうか。そういった研究所でされる場合、いろんな土木的な専門的なことも当然あるかと思うんですが、十分そういった対応は可能なのかどうか。一昨年の12月までの調査の結果で、前回、説明いただいたような危険度合いというような報告もあるわけですが、1年以上経っているわけなんですよね。調査が終わってから。いまだにその計画が進んでいないという、設計が進んでいないというのはどういうことなのか、その原因について説明をいただきたいなと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

長い間モニタリングをしております、その結果を踏まえて、どの程度までの最小限の

経費で効果が上げられる工法がないかということを、ずっと検討しておりました。おっしゃられたように、研究所の方でそれについて大卒の今までのデータを基に、基本設計みたいなものをしてありますが、実際の設計については、京都サポートセンターさんの方に話もしておりますので、そちらの方で今後議会の承認を得まして、設計費等の提案をさせていただきますので、その後、そちらの方で設計の方もお願いしようかというふうに考えております。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

今後、サポートセンターの方で設計をしていただく、なぜ初めからそこに依頼をされないのか。その間、いつ崩れてもおかしくないと言われているところなんですから、そこは迅速な対応が必要かと思うんですよ。研究センターに立ち会いしてもらって、その後、またサポートセンターの方で対応していただくというのは二度手間にもなります。その間の時間的な問題も当然遅れてくるわけですから、そこについては、やはり地元としては早くやってほしいという思いがあるわけですから、あまりにもこの1年以上そのままの状況で、地元から言えば放っておかれるというような状況になるわけですから、そういう連合としての危機感というか、どのように感じておられるのかなと。やはり早急にそういうことを進めていただけないと、地元も納得いただけないだろうと思いますから、その間、連合としてどういう対応を今後されようとしているのかお聞きします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ご案内のとおり、昨年2月以降コロナの方が発生しました。4月以降、移動の自粛ということもございまして、9月頃までサポートセンターの方と接触はできなかった。相手さんの方から控えてほしいというようなことがございましたので、実際に動きましたのは9月過ぎてから10月頃という、その間の半年間の遅れというのは、これはちょっとこちらでもそこまでは、そういうような状況も想定しておりませんでしたので、そういうことの遅れというのがまず1番目にございます。それと研究所で設計したら、それはそれで早く済むというご意見ももちろんわかるのですが、そのことも一応相談させていただいております。一番よく知っている研究所で設計してもらうのがいいんじゃないかということで、それをお願いに上がっておりますけれども、研究所さんの方では本来、設計業務ということまでは分野外といいますか、それと、そこまでの責任がやはり、かなり発生してきま

すので、そこまでのところはちょっと枠を一步踏み出すというようなことで、専門的なサポートセンターの方に依頼しようかなということで、今現在、取り組んでいるところでございます。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

すみません。ちょっと私の方から補足させていただきます。建設工学研究所で設計ということで、設計の先ほども答弁させていただいたとおりお願いをしております。先ほどサポートセンターの話がございましたが、設計は一般財団法人の建設工学研究所で、先ほど研究所なので、その体制はちゃんとできているのかということはあったんですけど、大学の先生とコンサルとか設計の関係の方も一緒に入った団体ですので、その辺は可能かなと。サポートセンターの話が先ほど出てきましたけども、ちょっとややこしい話で申し訳ございません。設計については出てきます。ただし、以前の経過もあって兵庫県の神戸大学の先生が中心となったところですので、あと積算という業務がございまして、積算するには京都府の独自単価とか、そういうものを入れたかたちで工事費を出していかなあかんということで、一旦、設計を基に積算をサポートセンターの方でお願いすると、通常なら3町村、技術者の方に積算単価を入れて工事費を出すのですけれども、連合の方がなかなか私も兼務しているような状況で技術者もいないというところから、もともとサポートセンターというのは市町村、特に、町村、技術者が足らへんということで、京都府を中心としてつくられた、これも一般財団法人なので、そういうところがサポートするというかたちになっていますので、今後、設計が出てきた後に、その積算の方をサポートセンターにお願いをするということで、そういった順序で考えております。以上、補足でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

積算の方でサポートセンターにお願いするということでございます。いずれにしても、設計が出てきてからということになるかと思うので、この設計につきまして、当然この搬出量というのは関わってくるわけで、この土砂の搬出する範囲、いろいろ案があったかと思います。どの範囲の土砂を搬出されるのか。当然、大型車両で搬出作業になるかと思うのですが、そのルートにつきましても、先ほどご答弁で現地を確認されたということですから、今のわかっている範囲の中で、どのルートで大体何台ぐらいの車両になるのか、そこまでは出ないかもわかりませんが、どのルートで搬出規模というのはどの程度の範囲

の搬出を考えておられるのか。わかる範囲であればお答えいただけますか。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

できるだけそういったことを避けようということで、一つの案の中には一番多い土砂については場内処理といいますか、場内で処理をしようというふうなことも考えておりますが、まだその辺は具体的に決まるところまで行っておりませんが、できるだけそういったことで、なるべくそういった通行量を下げる方法ということを主体的に考えております。中でもテールアルメの分につきましては、中で粉碎して細かくして敷きならすということもありますが、あるいはリサイクルの方に建設資材になってきますので、和束砕石さんの方で処分とかそういうふうになるかなと思うのですが、その場合に、そのテールアルメの分の搬出というのは出てこようかと思いますが、今現在、運行に使用している道路ですね、そこを使つての搬出になろうかと思います。できるだけ搬出が少なくなるような方法で考えていきたいというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

なるべく搬出の少ないようにということで、場内の処理ということになってきますと、また場内でためて置く場所の、それがまた崩れていくような、そういう安全対策もまた必要になってくるわけなんですよ。そういったことも、やはり十分、今後、今の現状で崩れれば和束川まで影響が出る可能性があるというような量ですから、それを場内に置いたときにまた同じことがそこで発生してくるのではないかなと、場所が変わるだけで。ですから、そこについてもしっかりと調査をしていただいて、そして影響のないような対策をしっかりと考えていただかないと、今の状況ではなかなか地元としては不安だらけに思いますので、しっかりとその辺りは考えていただきたいと思います。また、場内に置く場合につきましても、その土砂が汚染も関係してあるのかどうかというのもありますから、そういったものがそこに放置されるという、万が一汚染されていれば放置されるということにつきましても、やっぱり周りの農地に影響の出ることもあるかと思いますが、そういったことをしっかりと対策を今後お願いしたいというふうに思いますので、また、正式に設計ができた場合には、また質問させていただきたいと思いますが、今のところでご答弁をお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

いろいろとご心配があらうかと思いますが、私有地内の適切な場所ということで、そういったおそれがないようなところに処理したいというふうに思っております。また、中については保健所さんの方とも十分協議もしておりますので、そういったことは問題ないという、今のところはそういうご返事をいただいております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

最後に要望なんですが、今も申しましたように、やはり住民の方が安心して暮らせるように一日も早い工事の施工をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上で質問を終わります。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員の一般質問が終了いたしました。続きまして、9 番、久保憲司議員の発言を許します。

◎ 9 番（久保 憲司）

皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、9 番、久保の方から質問させていただきます。一般質問通告書を提出いたしております。ごみの減量化と経費の削減について、ごみの分別収集の精度、分別精度の向上への取組について。ごみの分別精度の向上については、具体的な啓発活動をどのようにされていますか。先の議会で、パンフレットなどを配付して再徹底するということでございましたが、どのようになったか。また、その成果はどの程度上がっているか。この取組は、今後、木津川市に行く、あるいはその他のいろいろな選択肢があらうかと思いますが、いずれの選択肢を取るにしても、必ず問われてくる課題であるというふうに認識しております。続きまして、再資源化ごみの処理方法について、でございます。新聞・雑誌・段ボール・ぼろ布・アルミ缶・ペットボトル・ビン類、そのほかにもいろいろあるかも知れませんが、一般廃棄物の中でも再資源化できるものとして民間のスーパーマーケットや自治会、あるいはNPO、多くの団体で回収をして資金化している例がございます。これらは有価物として取り扱うことによって廃掃法に係る資格等がなくても取り扱いが可能と伺っております。ごみ処理に係る全体量と経費の削減について、こうした民間団体の活動をうまく活用する方法を考

えてはどうかというふうに思います。以上の点について、連合長並びに副連合長にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

久保議員のご質問にお答えいたします。ごみの分別精度の向上に向けた取組については、これまでから広報「れんけい」において周知徹底を図るための啓発を行ってきたところであり、特に、令和2年4月から、その他プラスチック製品について専用の袋での収集が始まったことから、そのタイミングに合わせ分別等の特設ページを設置するなどしてきました。また、構成町村においても独自に発行するお知らせの中で、分別について徹底することや防災無線で呼びかけるなど取組を行っているところでございます。その結果ですが、令和元年から実施しています、ごみ質分析について、令和元年度と令和2年度の3町村での平均で比較しますと、可燃ごみに混入している不燃物の割合は僅かに増えているものの、ビニール類の量の割合や生ごみに含まれる水分の割合は減少しております。議員ご指摘のとおり、今後のごみ処理について、どの方法を選択したとしても、ごみの分別や減量化は問われる課題でございます。ごみの分別や減量化には、地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、引き続き、構成町村とも連携しながら循環型社会の形成が一層推進するよう、引き続き周知・啓発に積極的に取り組んでいきたいと考えております。次に、再資源化ごみの処理方法についてですが、議員ご指摘のとおり、新聞・雑誌・段ボール・ぼろ布・ペットボトル・びん類などは、再資源化物として民間団体や自治会等で回収して資金化している例があります。実際に当連合の構成町村においても、ペットボトル・びん以外については、自治会で回収し資金化している例もございます。このうちペットボトル以外の新聞・雑誌・段ボール・ぼろ布・びん類については、廃掃法上のいわゆる専ら物、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に該当し、これらのもののみを収集する場合には、一般廃棄物収集運搬業務の許可は不要であります。ペットボトルについては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物には該当せず、収集する者は、一般廃棄物収集運搬業務の許可が必要になります。したがって、自治会等で回収するためには、住民自らが指定の回収場所にペットボトルを持っていくことがまず必要になると考えます。そして、再資源化事業者の有価物として引き取ってもらえるよう、ペットボトルのふたを外し、ラベルを剥がし、中をきれいに洗浄したかたちで持ち込んでいただく必要があると考えます。言い換えれば、収集と中間処理を住民や自治会等で行ってもらうことが必要になると考えます。各自治会等の再資源化の取組については、これまでからそれぞれの構成町村ごと行われてきた経過を踏まえ、まずは、構成町村で検討されることと考えますが、連合としては、先ほども答弁させていただいたとおり、引き続き、構成町村とも連携しながら、分別

等について周知・啓発に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

堀広域副連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいま、久保議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。一般的に、今日、SDGsを叫ばれている今日であります。基本的には再資源にしてやっていくと、これは大事なことであろうと思います。基本的に久保議員が言われたとおりだと思います。行政としてもそのことに取り組んでいく必要があろうと、このように思います。そこで和束町では、先ほど基本的な話が連合長から答弁されました。それぞれの構成団体で、そこについては努力していると思います。和束町の場合には、老人クラブと自治会等をお願いいたしまして、そして、いろいろと再資源のごみについては、分別を徹底していただいて取り組んでいただいております。そういった取組の周知については、ごみのカレンダー、広報の中に差し込んで入れたり、いろいろと話し合いをさせていただいたり進めているわけでありまして。ところが、先ほど連合長の答弁とダブって恐縮ですが、ビンとかペットボトル、これはさらっとなかなかできないわけですね。非常にやり方によったら再資源できる。そうやけど一般ごみで行かなければならない。こういうところでもありますから、中間処理施設で処理してそうやって取り組んでいるということ。これからの大きな課題となりますことは、今、久保議員が言われますように、やっぱり資源化に再資源していくというのがこれからの時代であります。だから、そういう努力は、行政としてはやっていかなければならんなど、これからの大きな責任だと私は思っております。そういう意味で、これから住民の皆さん、そして、一致協力して、この問題に取り組んでいくべきだろうというふうに思いますので、住民と一致協力をして取り組めるような、これからそういう機運を高めていく。こういう意味で、これと和束町としても構成団体として再資源化について、さらに努力をしてまいりたいと思いますので、一層皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

中広域副連合長。

◎ 副広域連合長（中 淳志）

ご苦労さまです。ただいまの久保議員さんからのご質問について、笠置町でのごみ処理に関する広報と住民周知についてご説明いたします。広報「れんけい」で住民に対して周知していることについては、先ほど平沼連合長の答弁の中にもございました。近々で本年1月号でペットボトルについて、昨年10月号でプラスチック容器の包装、9月号で燃え

るごみなど、各種のごみ処理に関する広報活動を継続的に実施しているところでございます。まず、全体的なごみ処理に関する住民周知ですが、年2回、このようなごみ収集カレンダーを全戸配付して、その中で8種類に分類していただくごみの出し方、その際の方法についてお知らせしているところです。これに加え、町では収集ができない家電7品目などをはじめとするごみの種類や、その処理方法についての周知を図っております。次に、種類別のごみ処理に関する周知に関してでございます。蛍光灯及び乾電池の収集スケジュールにつきましては、毎年1回、チラシにて各戸配付のお知らせをいたしております。また、プラスチックごみにつきましては、専用袋での収集となったことのお知らせと合わせたかたちでのチラシを毎年配付するとともに、収集日前日には、防災無線での周知をいたしているところです。毎月収集されている粗大ごみに関しましては、粗大ごみの収集日前日に防災無線を利用しての周知を行っており、さらに不法投棄防止のための監視カメラを4か所に設置しております。小型家電につきましては、役場と産業振興会館の2か所に回収ボックスを設置しておるところでございます。ごみ減量化の取組といたしましては、家庭の生ごみ処理容器などの設置に関しまして、平成12年度から補助事業を実施し、生ごみ等の減量に努めているところでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

まず、連合並びに3町村と取組状況についてお答えいただきました。ただ、これはいかに分別していただくかというための、いろんな基準なり情報なりを書いているとは思いますが、しかし、減量化のための周知というのが、観点が漏れているのではないかなというふうに思います。例えば、生ごみの袋は大中小ありますけれども、大きいもので30円でしたかね1袋、プラスチックのごみは2種類ありますけれども、これは10円ということですね。ですから、一般家庭の方からすると10円のもの、あるいは30円のことをいくつか出しかという感覚はあっても、連合全体で、この出したごみの処理をするについてどれだけかかっているか、各町村でそれを最終的に1件当たりに割ってみたときに、あるいは1袋当たりのごみに割ってみたときにいくらかかっていますよという。だから、この袋が高い安い議論というのは、ほとんど議論にならないぐらい費用がかかっているわけですし、ですから、この袋を1つ出していただくことによって、トータルでこの袋当たりいくらのごみの処理分がかかっています。それがひいては、各町村の分担金に反映してくるんですよということを一緒に併記していただくことによって、逆に言うと分担金をもっとうんと減らして、1袋当たりがはっきり言って10円じゃなくて1,000円もしたら、これ1個出したら1,000円かかると思えば出さない方法を、これは単なる話ですけどね。現実の問題としてはいろいろそんなことができるとは思いませんけれども、し

かし、そういう感覚で住民にもっていただくと、住民サイドから1袋当たりのごみの出し方が自ずと変わってくるという発想が成り立つと思うんですね。そういうことを、今まで「れんけい」の中でも、あるいはその各、笠置町長からお話がありました、これ南山城もそうですけど、ごみのカレンダーとか、そこにもそういった観点では一切書かれておりません。分別の仕方を書いてあるにすぎません。これでは、そもそもごみとして出すのを総体の量を減らすという感覚にはつながってこないというふうに思われます。だから、その辺を含めて今後取組をしていくことをご検討いただければ、1戸当たりのごみの排出量が減ってくるというふうに思います。藤井議員なんかはいつも、混ぜればごみ、分ければ資源といつもおっしゃっているわけですが、私も全くその辺は同じで、資源化をしていくことによって最終的にごみとして出す分を減らす、そういう意味でこの2問目の、例えば、専らのごみについてあるいはペットボトルであっても、これは限定的ですけどもスーパーなんかで置いている、きれいにしたものであれば機械が自動で判別して中で粉碎して資源化していると、それが何十個か入れたら1ポイントとか2ポイントとか、きつとご存じだと思うのですが場所はいませんが、そういうふうなものに反映してくると、これで向こうは、ごみを受け取っている方はそれで別にもうかっているとは思いません。きっとPR費用から、いわゆる誘客の一つの手段として使っておられるだろうと思うので、それ自体が事業としてペイしているとは考えられませんが、しかし、少なくとも、そういうものを置いておられる業者さんなんかから、例えば、1台置くといくら費用がかかります。その費用を何らかのかたちで行政が負担することによって、あるいは自治会の中で負担することによって、結果として1件当たりのごみ処理に対する持ち出している経費を落とすことができるという観点に立つならば、その辺のいわゆるコスト計算もやってみる必要もあるだろうというふうに思います。そういった考え方で改めて連合長にお伺いいたしますが、その既に自治会とかでやっているのは除いてペットボトルなんかの問題について、そういうふうな民間の活力というか、新たな視点を持って取組という姿勢がないかどうか、もう一度お伺いします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ごみを出す前に、確かに袋10円、30円を払うのですが、それを買って出せばいいやと、しかし、そこから先の、このごみを処分するのにこれだけかかっているんやという、私、このごみを出すのに処分代と一緒に払いますと、直接、自分に返ってくることになったら、確かにそういう格好でこんなにするんやということがわかってくるので、若干そういう効果があると思います。ですから、そういったところまでは浸透していないという現状ですかね、誰か処理してくれはる、行政がやってくれはるんやと人任せになっているんで、

自分の手元を離れたら、もうあとは知らんというような格好になっているのかなというふうに思います。その新たな観点・視点から、あなたが今出しているごみは分別して最終処分されるまでの間に、収集運搬、それからこの計量分別して最後処分するまでの間に、これだけかかっていますよというのは、また、そういうことをお知らせすれば、それだけかかっているのかということで、若干そういった効果があろうかなというふうに思います。今後の減量化ということについては、やはり先ほども言われましたとおり、分別次第、混ぜればごみですし、分ければ資源になるという、そのとおりでございます。ペットボトルなんか、自動販売機なんかはその場で飲んだりして、そこで回収ボックスに入れるというその辺はいいんですけど、１５０円、１６０円ぐらいペットボトルはします。今度はスーパーで１箱買いしたら、恐らくその半値ぐらいで買えますね。それについての処分が家庭でいっぱい出てきますので、その処分ということで、そちらの方が増えれば、やはりその分の処分費が重なってくるというふうに思います。ペットボトルも、これ有価物になりますので、我々の地区でもきれいにキャップを外す分別、それから中は洗う、包装のラベルは外すということで、３分解して洗って出すと。そういうペットボトルの出し方やったら、その分別処理の手間代というのが、中間処理の分の費用がなくなってきますので、すごくそれは有価物として出すことができますので、中間処理のところでどれだけ手間を省けるかと、出し方ですね、要するに。そこまできちっとペットボトルを分解して出すというふうにして持って行って、それで中間処理のところの経費を極力下げてもらうというふうな方法を、もう少し考えてみる必要があるかなというふうに思います。ですから、これだけ出したごみについては、これだけ費用がかかりますよという視点からの住民に対するそういう広報と、それとまた出し方、きれいに分別して出すことによって、これだけの費用が軽減されますよという、そういった啓蒙をしていけばいいかなというふうに思います。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

９番、久保議員。

◎ ９番（久保 憲司）

今、連合長からそういう方向性を示していただきましたので、今後、もう一度、改めて啓発活動をやっていただきたいなど。その中では、コスト計算の計算結果を合わせて表現していただくと、そういうかたちでやっていただければ、また、少し感覚も変わってくるのかなというふうに思います。今後に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

９番、久保議員の一般質問が終わりました。会議の途中ですが、ただいまから１０時４

0分まで休憩します。

(休憩 10:25～10:40)

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。5番、坂本英人議員の発言を許します。

◎ 5番（坂本 英人）

通告書にしたがいまして質問させていただきます。大きく2つ。まず初めに、笠置小学校の運営について、笠置小学校において単学級教育を実施するため、笠置町が来年度の予算を単費にて編成をされております。前議会では、町当局と議論を進めていくと教育長が答弁されましたが、予算編成に当たり、前回議会から今回までどのようなスケジュールが流れたのかを質問させていただきます。教育委員会として、笠置町とどのように協議され、また、山城教育局とは教育委員会と笠置町同席の下、協議及び要望に行かれたのかを質問させていただきます。続きまして、GIGAスクール構想の今後についてお聞きします。タブレットが配付され、GIGAスクール構想がどのように今後進んでいくのかお聞きします。また、保護者にはどのように周知・理解を深めていくこととしているのかお聞きします。そして、このGIGAスクール構想の中に電子黒板の導入等を検討されているのかお聞きします。以後は、自席にて質問させていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

坂本議員のご質問にお答えいたします。GIGAスクールの今後についてですが、新学習指導要領において情報活用能力を学習の基礎となる資質・能力に位置づけ、各学校においてコンピューターや情報通信ネットワークなどの必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記されるなど、学校においてICT環境の整備と活用が求められています。仕事でも家庭でも社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっており、社会を生き抜く力をはぐくみ、子どもたちの可能性を広げる場所である学校においては、今後ますますその重要性が増していくと思われます。また、新型コロナウイルス感染症について根絶を見通すことができない状況の中、今後、学校が再度休校になるような場合でも、授業等をオンライン等で行うためにはICT環境を整備する必要があることから、連合内の学校においても、その整備活用に取り組んでいく必要があると考えております。具体的な取組等については、教育委員会から回答させていただきます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

西本です。よろしくお願いします。坂本議員の一般質問についてお答えします。まずは、笠置小学校の単式学級についてです。前回の12月議会にて、坂本議員から笠置小学校の複複式学級への対応についてご質問があり、その時点では何とか現状維持で抑えたく、引き続き、府教委へもう1年の運用を強く要望していく旨お答えいたしました。山城教育局には笠置町は1町1小学校であり、財政難の中でも単費で講師を入れるほどに子どもを大事にしていることなどを伝えて、訪問のたびにもう1年の猶予とお願いしてきたところです。なお、山城教育局への要望は、笠置町としても行っていていただいておりますが、一緒に訪問したことはありません。結論として、熱い思いは十分理解できるが、学級編成基準に基づく対応でご理解願いたいとの回答です。これまでも2回行き来がありました。平成28年度と令和2年度です。このときは、回復の見込みがあったので特例が認められましたが、このたびはさらに減少が進み見通しが厳しいこと、また、府内で複式や複複式を実施している市町との整合性が保てないことなどがその理由で、教育委員会としましてはやむを得ないという判断です。そうすると、次の対応は単費講師増による6学級編成の維持か、実際に複式学級に入るかのどちらかです。教育委員会としましては、できることなら単学級で対応したく、早速、笠置町長と協議をしました。とりあえず、次年度につきましては、学習環境を変えることなくきめ細かな指導を継続したいこと、また、学校や子どもたち、保護者の思いに沿うべく単費講師をもう1名増やしてほしい旨お願いし、町長の方からゴーサインをいただいた次第です。厳しい財政状況を鑑みると本当に心苦しいばかりで、ご理解いただいた笠置町当局と町議会の皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。笠置小学校では、落語、カヌー、和太鼓、そして、ふるさと学習など、日頃より魅力ある教育活動を展開しています。今日の京都新聞の朝刊にも、子どもたちが頑張っている様子が紹介されていました。これらの取組を通じた人づくりが、笠置のまちづくりにつながることを願っています。ご理解のほど、よろしくお願いします。2つ目のご質問、今後のGIGAスクール構想の実現、ICT教育の推進についてです。先週、管内の小中学校に児童生徒一人一人にタブレット端末の配備が完了しました。直ちに教職員への説明会、研修会に入り、いよいよICT教育が本格的に始動します。折しも、国では中教審の答申がなされ、また、京都府では第2期教育振興プランが整理され、新たな教育がスタートします。連合教育委員会におきましても、令和3年度学校教育の重点にICT教育の一層の充実を掲げました。ICTを効果的・効率的に活用する学習活動を通じた児童生徒の情報活用能力の育成、1人1台端末の活用やオンラインによる双方向型授業など、多様な学習形態や学習機会の創出です。具体的には、1人1台端末の環境の下に授業形態や学習方法が大きく変わります。例えば、一斉学習におきましても、教師は授業中でも児童生徒一人一人の

反応を把握することができ、その反応を踏まえた双方型の一斉授業が可能となります。個別学習におきましては、各人が同時に別々の内容を学習することができますから、一人一人が自らの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が容易になります。さらに、今後一層注目される協働的な学びでは教室のみならず、他校との交流学习において子ども同士の意見交換、発表など、お互いを高め合う学びも充実します。もちろん、これらが一気に進むとは思っておりません。日常的な活用を積み重ねつつ、効果的な活用を目指していきます。ただ、ICTの活用だけで十分かと言えば、そうとも言い切れません。これまでの教師と児童生徒が向き合う対面指導とオンライン授業を適切に組み合わせたハイブリッド型の指導こそが大事であると考えております。また、ICT活用が効果を発揮するのは通常の授業ばかりではありません。障害のある児童生徒のコミュニケーション能力の育成に、さらには不登校児童生徒への学びの保障にも欠かせない手法だと思っています。ICTの活用は、学習の目的ではなくて手段です。よって、手段の変容は保護者の皆さんにも理解してもらう必要があると考えております。そのためにも、タブレット端末を活用した新しい学習方法を保護者が体験する機会を設定しなければなりません。教育委員会としましては、次回の校長会で新年度になったらタブレット端末を用いた授業参観、PTA研修会の実施を計画するよう指示する予定をしております。また、家庭や地域におけるICT活用の在り方等について、新しく立ち上がった学校運営協議会の議題にのせることも有意義ではないかというふうに考えております。電子黒板についてですが、現在、新たな購入計画はありません。ただ、このたびの端末整備では大型提示装置、いわゆる大画面モニターも調達しております。教師用端末の画面をモニターに映し出したり、また、児童生徒のノートモニターに取り入れたりして、学習効果が高められるようになっております。ご理解のほど、よろしくお願いをします。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。小学校の運営についてなんですが、理解はします。理解はしますが、どこまで行っても保護者の不安と教職員の不安というのが、やっぱり僕、現行、子どもがいますのでPTAの保護者会の話の中でも、今、町がどういうふうに動いているのか、学校運営がどう動いているのかという話はさせていただくんですけども、やはりみんな複式についての知識もないですし、現行今、笠置の小学校はすごいまとまっているんですね。それが、お金のせいで、やり方、仕組みが変わるとするのは保護者は望んでいないという声が多いです。というか、全員一致でコンセンサスが取れているぐらいですから、それは教職員についても都市部の学校と何が違うかというと、うちの学校の先生も笠置小学校をすごく愛してくれていると、僕は親ながらに自信を持って言えるぐらいです。その働き方

改革の中で、1,000人生徒がいる学校の先生は全員の生徒の顔を知らないし、コミュニケーションをとったこともなく卒業していく子どもはいっぱいいる。でも、うちの学校は自分の子どものように、先生が子どもたちと過ごしている。僕が京都府の中でも笠置小学校はその辺も絶対長けていると思うんです。だから、その予算要望の中に今の制度を守るためだけにお金をくれというのではなくて、教職員のメンタルも担保できている小学校だというふうなことをもって連合長も一緒になって考えてもらって、笠置の小学校が京都府下の教職員まで守っているんやということを前面に出して、要望を言ってほしかったというのが僕の中にあるんですよ。端的に制度を守るのではなくて、人を守る、人を育てるという観点に投資してほしい。なぜ、そういうことが言えないのか。これからは人づくりの時代です。この人づくりの時代の中で、なぜ、そういう発想が行政側に持てないのか。そこをすごく思うわけです。どういうふうにお考えになりますか。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

坂本議員がおっしゃるとおり、人づくりとまちづくりという視点、本当に大事だというふうに思っております。まちづくりは人づくりという言葉があります。これ、いわゆる行政がたくさんつくっております。ただ、私はそれだけではなくて、まず、人づくりをしようと思ったら、町がそういう環境になかったらあかんという反対の発想ですから、ここを私は大事にしたいというふうに思っています。だから、教育委員会は人づくりに一生懸命やります。そこで行政がまちづくり。人づくりとまちづくりを一緒になってやっていく必要があるというふうに思っております。おっしゃるとおりに、笠置小学校は本当に魅力ある教育活動を展開しております。連合は小学校3つ、中学校2つあるんですけど、それぞれが魅力ある学校づくりに目いっぱい努めている、これは私も自信を持って言えるというふうに思っております。ただ、それがもう少し広がって行って、さすがやねというところまでなかなか発信ができていないのが現状ですから、その辺りはこれからもやっていきたいというふうに思っております。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

坂本議員の教育に対するご熱心な考え、敬意を表します。各3町村でもそれぞれ環境は違ってきますし、今、連合で教育危機になっておりますけれども、例えば、村でも教育委員会は村にまた戻してもらったほうがいいんじゃないかということ、そういった声が入っ

てきております。大きく言えば、今のGIGAスクールのことでも全てが全国一斉にばんとやると、そこに地方のこと、そういった観点があまり入ってないというふうに思います。また、それもどこが基準かと言えば、大都市が基準になってやっております。生活環境も全然、家庭環境も全て違う中で、教育は差があってはいかんということで全国的に同じ教育をするという、これは憲法のとおりなんですけども、そういった中で独自の学校教育をどれだけ取り入れていこうかという思いは、その住民の方がそれぞれ皆持っていると思います。今後、そういったところにもう少し力を注ぎ、この連合でも教育委員会の場があるんですけども、そういったところで地域の地元のそういった郷土愛をはぐくむ、そういった教育を取り入れていきたいねというようなことは、そういった意見も出ておりますので、今後の学校教育全般の中にそういったことも取り入れていく、地域に合った教育方法というのでもいいのではないかというふうに感じております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

坂本です。ほんまにお金の使い方、お金の在り方、お金のために住民が不幸になるとか、生徒が不幸になるとか、先生が不幸になるとか、そんなことを理由にして授業を縮小やつたりとかというのは、あまり考える世の中にはないと思っているんです。その辺は、いろいろ大人の事情もありますし財布の事情もあると思うんですけど、そこに汗を流すのが僕は行政側の仕事やと思っていますので、そこは諦めずに今回単費で出しましたけど、うち子どもを増やすしかないんやみたいな話ではなくて、京都府の中の笠置小学校ということを考えて、これを重き置いて交渉じゃないですけど、笠置小学校の運営の在り方というのを考えていかなあかんのちゃうかと、僕はまれを見るぐらいすごいまとまった小学校やと、いろんな小学校にも行ってますし、いろんな親御さんともお話してますけど北から南まで。負けることないというふうに思っておりますので、副連合長もよく聞いていただいて町運営に考えていただきたいなと思います。続きましてGIGAスクール。GIGAスクールなんですけど、今、連合長も教育長もすごい模範的な回答をしていただいたなと思っております。それはまさしくそのとおりに進んでいくんであろうし、みんながその指針にのっとっていかはるんやと思うんですね。だからやっぱり、先ほども言っているけど、この地域、東部3町村やからできるITCの活用方法。それはやっぱり、全国、地方の方が多いわけじゃないですか。田舎も当然多いわけですよ。こういうネットワークをどうつないでいくか、ということを考えながら使わないといけないと思いますし、当然、都会ともつながれるし、海外ともつながれる。この可能性をどうやって子どもに伝えていくのか、どう子どもの可能性を広げていくのかというところが、うちの教育委員会として持っていたきたいなというのは、次の段階やとは思いますが。始まったばかりなので。ただ、情報をも

っと取ってれば、せんだって、こういうことがやっていけるよというふうな思いがあったのかもしれない。その辺も今回割愛職員も来てくださいますし、京都府と連携すればこういうことができると、田舎の特色はこういうところにできてきたという話が、こういう答弁でキャッチボールできるようになっていってほしいなと思っております。保護者の周知もそうなんですけど、我々議員もそうです。あまりGIGAスクール構想と聞いても、あるのはわかるしネット引っ張っても概要は出ていると、ただ、実際現場でどういうふうに流れていって、どういう着地点を目指して、この着地点が毎年延びていくんですよね、この構想ってきつと。そういう流れを定期的にみんなに周知していく必要は絶対あると思うんですよ。今、こういうふうな学習をしてきて、こういう結果が見られた。社会はこういうふうに反映していくんだらうという中で次GIGAスクールと、こういうふうになっていくのであらうと。向こう5年の計画が出ているとは思いますが、それから先も人口は減少していく。でも技術は発達していく。じゃあ、その技術をどう使う、というふうなことを織り交ぜながらGIGAスクール構想というのは、この教育委員会単体で考えていかなあかんことやと思うんですよね。その辺は理解していただきたいというか、僕は実際そういう研修を受けた中で面白いなという部分と、自分たちの独自性というのを持っていかなあかんのやろうなというのはすごく思ったので、そこは前向きに検討していただきたいなと思います。電子黒板なんですけど、僕の実の姉が府教職してまして学校には導入されているという話を聞きまして、やっぱり便利やと、黒板を当然消す作業もないし、やりやすいんやと授業がという話をしていて、その次に来るのは何に投資をしているかという話をするわけですよ。だから、その自治体が教育に対して投資している、さっきの話ですよ。人づくりに投資している。子どもに一番新しい教育を与える。それをどうキャッチするのかというのを教師がまたキャッチすると、アクションを起こしてリアクションが返ってくるという、新しいアクションとリアクションができるわけですよ。いろんなことを仕掛けていかないと、時代には取り残されていくし、ずっとこういうお金のない自治体って後発的な事業になっちゃうじゃないですか。これって、生まれて損してるのみたいな話じゃないですか。この自治体に生まれへんかったら、普通に電子黒板が入って、いろんな教育が受けられてとなったら、教育格差が出てしまってますよね。それを是正するのが公的な仕事じゃないのかと思うわけですよ。それに対して汗を流してくれと、さっきの話も一緒ですけど、結局、公助の部分はどこにあるんだと、公共性の担保というのはどういうところにしていかなあかんのかということをしんに考えて授業に当たってほしいなと思うんですよ。だから電子黒板をすぐに入れてくれという話ではなくて、その電子黒板があったら何ができるかという話をされているのかと、今、皆さん行政側の中で電子黒板を入れてみたらどうかなみたいな話は一回でもありましたか。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

電子黒板の授業については、私はそれはいいとまではちょっと言いきれないのです、100%ね。なぜかといいますと、全部そういう操作が画面とか出たりいいですし、消すことも要らないですけども、国語の授業なんか先生が書かざる字を見てああいうふうにきれいな字を書かざるんやなとか、それとか書き手順とかそういったものを覚えていくということで、その書きの違いもわかりますし、電子黒板やったらそのままきちっとした文字になってきますので、そういった違いもないと。それで今、教育長がおっしゃったように、大型モニターを置くと、要するに電子黒板のほとんどモニターと同じようなものですので、それはそれとしてそこでカバーできるのではないかというふうに思っております。もっとそれが、電子黒板のもっとそれ以上のこういった効果があるということがもっと精査できて、確かにこれは必要だという時点になれば、また、そのときには考えさせていただきますけれども、まだ今、途についてばかりでGIGAスクールもどうなるのかというのも本当に想像もつかない部分もございます。そして、デジタル化でタブレットをしますけど、何でやと言ったらもともとの発想が、ランドセルに背負って教科書を入れて重いねというところからそういう話が出たんですけども、タブレットに教科書は入ってないです。サーバーにつないで、そこで教科書を見るだけの話ですので、家に持って帰ったらそこからまたサーバーにアクセスをするという、その環境もやっぱり整えていかなあかん。タブレットの中に教科書がないということです。勉強するのに、タブレットのよしあしもちょっと言われるんですけども、やはりそれで見えて覚えるというよりも、教科書を開いて何ページのここにこういうことがあったなというふうなことの方が記憶に残ると、それとも言われています。その辺はまだ検証がずっと先ですし、また、坂本議員がおっしゃった格差はつきますよ、これは。サーバーでどんどんどんどんオンライン教育を受けていこうとなれば費用もかかりますし、そういうこともあるので、一概に本当にこれがいいのかという私もそう思いません。これ以上は言いたくないので、とりあえず、また、次の機会に述べさせていただきます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

まず、最初にGIGAの前に坂本議員、京都府の中の笠置小学校をもっとPRというところですけど、本当にそのとおりだというふうに思っております。例えば、文科省が40人学級から35人にします、これ大騒ぎです。連合何にも関係ないです。ということは、国も大規模校を中心に考えて教師の配当をしておると、これは現状です。私も、おっしゃるようにもっといわゆる小規模校、複式とか複複式をやっているところ、これは京都府でも10何校あるんです。京都府の中でも。そういうもっと複式とか複複式とかをやっている

るところに、手厚い配当基準、これを是非、府の方にも、普段から局に行って私も言うてるんですけど、この辺りはこれからも、もっと言うていきたいなというふうに思っております。それからGIGAの関係ですけど、活用方法というのが、いわゆる個別学習とか集団学習とかこれ当然なんですけど、連合が期待しているのは交流学习です。これ3校が集まって実際に進めております。3校が集まってオンラインでつながって授業をやっている。今まではバスで移動していました。それも大事なんです。バスで移動することによって笠置小学校の子は30人学級を経験するわけです。ただし、それも大変な場合は、オンラインでもっと、もっと活用したらいろんな授業ができるのではないかと、ひいては3小学校だけではなくてもっと広げていくという、こういう使い方というのは、これから教育委員会としても考えていく必要があるというふうに思っております。そこでICTというのは学校だけではなくて家庭や地域も巻き込んで、このICTを活用していく、こういうところまで広げていくことが大事なんかなというふうに思っています。これも一朝一夕にはいきませんので、その辺りはこれからの大きな課題というふうに考えております。それから電子黒板も出ております。全然、連合管内で電子黒板がないわけではないんです。前のやつはもちろんあって使ってはいます。ただ、今回の場合のGIGAのところには学校側からのまず要望もなかったということです。今後、端末を使っていく中で、やっぱり電子黒板が必要ではないかというのが当然、これもそういう考えも出てくると思います。ほかのものもあります。音声教材がもっと必要やでとか、そういうこともありますから、実際やりながら課題を見つけて調整していくと、こういうところでは進めていきたいというふうには思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

坂本議員。あの、時間がもう終了。

◎ 5番（坂本 英人）

もう過ぎてるの。

◎ 議長（岡田 勇）

ほんなら、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

いいですか。時間出た。すみません。お許しいただいたので、一言だけ。端的に今、教育委員会と連合長の話を聞いていて、まだまだそういう議論が足りてないのかなというのが素直な気持ちです。連合長がおっしゃることも当然です。元来の教育方法があって、それから新しい教育法が入ってきて、だから今すごいいろんなものの過渡期やということは今までに生きる人間が全部キャッチせなあかん部分。だから、大事な部分は残して、利

便性を増して効率が上がるならそうすればいいし、端的に車が社会に生まれて初めて出てきたときもいろんな議論があったと思うんです。その議論をしなければいけないんじゃないですかという話です。いろんな多様性の中で生きなあかん中で、一番話しなあかん人らがしていないんじゃないのということです。みんないろんな考えを持っていて当たり前やから、この考え方をどうやって、この教育委員会、東部連合で落とし込んでいくのかということ、学校運営協議会も含めいろんな人たちの知恵や今までの経験を合致させて、この東部3町村の教育をつくっていかなあかんときに来てるんですから、それを含めて行政側は運営をしていってくださいという話なので、別に僕は全てを否定しているわけではないし、これから導入を検討するのであれば、もっともっと情報を先に取りに行く。情報の精度が薄いから引っ込むのか、それとも見て見ぬふりしているから引っ込んでいるのか。情報というのは絶対自分の足で取りに行かないと、その格差は開く一方なんで、そこの部分で汗をかいてくださいというふうにお願いじゃないですけど、僕はそうあるべきだと思っておりますので、僕の一般質問を終わらせていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

これで坂本議員の一般質問を終了いたしました。これで一般質問を終わります。日程第5、議案第1号、相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第1号、相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、ご提案申し上げます。今回の条例の改正につきましては、令和3年4月1日から教育委員会において、京都府教育委員会から割愛職員を採用することから、当該条例の教育委員会の職員の定数を現行の9人から10人に改正するものでございます。また、広域連合長の事務部局の職員の定数については、既に当初の3人から4人になっていたにもかかわらず、改正ができていなかったことからお詫びするとともに、この機会に合わせて改正することとするものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第1号、相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第1号を読み上げさせていただきます。相楽東部広域連合職員定数条例（平成20年条例第5号）の一部を改正したいので、議決を求める。令和3年2月26日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。1枚めくっていただ

きまして改め文です。第2条第1項第1号中の3人を4人に改め、同項第2号中9人を10人に改める。附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。もう1枚めくっていただきまして、新旧対照表です。改正後の方です。(1)の広域連合長の事務部局の職員4人です。こちらは、京都府から事務局長が来ていただいていることにより1名増となります。総務課、環境課の職員にあたります。(2)の教育委員会の職員10人、こちらにつきましては、教育委員会の職員数です。4月1日から京都府教育委員会から割愛職員が増えることで1名増となります。3の議会の事務部局職員、4の選挙管理委員会の事務部局職員は、1の広域連合長の事務部局職員が兼務しております。以上、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これより質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので申し添えます。11番、大倉議員。

◎ 11番（大倉 博）

11番、大倉です。3回ですので、まず1点目は、なぜ今2人の増員が、ちょっと今お聞きしましたけれども必要なのか。そして2点目は、会計任用職員制度の採用では駄目なのか。そして3点目は、京都府から出向ではなしに派遣で増やしてもらえないのか。要するに派遣というのは、派遣と出向の違いというのは、京都府から出向だったら出向先でお金を払う、派遣というのは京都府が例えば、京都府から派遣をここにした場合には京都府がお金を払う、月給を払うということですね、基本的には。そやから一応この3点についてお聞きします。まず1点目の先ほど言いましたように、なぜこの2人の増員が今必要なのか。1名は条例を実態に合わすということで3名から4名、今までは、それは条例改正はされていなかったということだったと思うんですけども、後でまた次のときに申しますが、本当に事務事業の見直しをされて今2名増員になるのか、例えば、笠置町では平成29年に定員が48名だったんです。2名を増やしたのに、この2名というのは後追いで結局先行していつているのは、後で考えれば東部未来づくりセンターに1名、それから地方税機構に1名と、その2名増員になったけど結局はそこに行っているわけですね。これは後で平成29年に増員。長年、笠置町の増員はなかなかなかったんですけども、結局そういうかたちになっております。本当に事務事業の見直しはされたのかどうか、その辺をちょっとお聞きします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

大倉議員のご質問の３人から何で４人になったかということは、先ほど提案理由のときに申しましたとおり、前々から事務局長が京都府からみえておりました。その条例改正を怠っていたということで、今回、割愛職員が増えるのに合わせまして、これが発覚しましたので、今回、提案させていただいたわけでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

私の方から、教育委員会の割愛の増員について説明をさせていただきます。背景でございますが、連合教育委員会では、設立以降、新たな課題や社会状況の変化への対応に取り組んでまいりました。令和２年度から順次全面実施されている学習指導要領、具体的には道徳教育・プログラミング教育・外国語教育の充実、推進に適切に対応するために、学校における働き方改革を着実に進め、指導運営体制の強化・充実を図るとともに、教職員一人一人の資質・能力の向上を図り、学校全体の教育意欲を高めていくことが求められており、市町村教育委員会事務局には、これまで以上に総合的な高い専門性が要請されております。専門的事項について、教養と経験がある者の任用としましては、府費負担の教職員を事務局職員として採用する方法が割愛でございます。現在、この割愛は、本教育委員会を除き、山城地域の全ての教育委員会が採用しております。割愛の役割でございますが、指導計画の改善、教育課程の研究、教科用図書の採択、教員の人事評価、成績評価及び研修計画等について、専門的な見地から市町村教育委員会の施策決定にも関わるなど、専門的事項の指導に関わる全ての事務に従事することになり、教育長の負担軽減にもつながると考えております。こういった中で、効果としましては、連合ならではの小学校での交流学习、合同学習や小小、中中、小中連携の強化など、独自の教育施策の展開やいじめ防止、不登校の子どもへの支援等に対応していく上で、学校への支援を行う役割はより一層高まると考えております。その点で、事務局の専門性と情報収集能力、情報収集機能を充実していくことが大切であり、割愛の増員の配置には現場理解による行政効果の底上げも期待でき、管内人事交流による相互理解や人材育成にもつながることから、これからの組織体制を整える上では不可欠であると考えております。費用についてでございますが、割愛制度については、市町村の単独での費用ということの制度になっております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

１１番、大倉議員。

◎ １１番（大倉 博）

次に行きます。２番目、先ほど言ったように会計任用制度の採用とか、例えば、嘱託職員の採用では、今の話を聞いていたらなかなか無理だとは思うのですが、今の中身を聞いていたらそういうことはできないですか。後でまたこの件については、また議論しますができないですか、そういったことが。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

お答えいたします。割愛に対して、制度として期待される主なものが総合的な高い専門性ということで、専門的な知見から市町村教育委員会の施策の決定にも関わるという、そういう部門の業務が中心になってこようかと思います。ご指摘いただいております会計年度任用職員でございますが、現在、学校教育指導主事という立場で２名の会計年度任用職員が配置されております。週４日のパートタイムの会計年度任用職員でございます。教育長の命を受けて教育課程、学習指導、その他、学校教育に関する指導事務に従事しておりますが、当然、現体制の中でできる限りの努力をしていますが、やはり専門的な知見から市町村教育委員会の施策決定に関わるということでは、常勤の割愛の採用への期待は大きいものと考えております。以上でございます。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

１１番、大倉議員。

◎ １１番（大倉 博）

なぜ、こういったことか言いますと、よそに皆さん方も例規集があると思うのですが、広域連合規約第１７条に、連合事務職員に係るのは均等割、それから教育委員会職員に係るものは人口割と書いております。町村が支払うという、分配で払うということなんですけども。それではなぜ先ほど３番目に行きますが、京都府から出向ではなしに派遣職員を増やしてもらえないかと言いましたけど、なぜこういったことを言いますと、今、京都府では総合計画を２０４０年に向けて策定されようとしています。ここに、山城地方振興局の計画でも中にあります。昨年６月に、第３２次地方総合調査会の答申が出され、要するに羅針盤、その中にいろいろと書いておりますけども、２０４０年の人口構造については、この３町村でおよそ今のこのままでいけば４，０００余りとなっております。今、７，０００ぐらいですかね。そのような状況になって、笠置町がねどこにもしかる、こういう均等割で本当に支払いができるかどうか心配しているわけなんです。笠置町は、その当時は２０４０年には６００人余りとされております。この人口減少が進めば、役場の職員も減り、単独で行政サービスを賄うのは難しくなります。役場を残すため合併しないとすれば、

都道府県に肩代わりをしてもらうことになるということにもなってきます。これは2002年度の地方制度調査会でそういったことも議論されております。今後、今言いましたように2040年度に向けて、京都府に肩代わりしてもらうことになるだろうと思います。いずれそうなるのではないかと思います。何を任せるかはそのときに話し合えばいいということなんですけれども、是非とも京都府の職員を派遣、出向ではなしに派遣、出向はこちらでお金を払うということなので、派遣してもらうという方向でどんどん進めていただきたいと思うんですけど、これは今、答弁はなかなか難しいと思います。だから、こういった議論を2040年に向けて、京都府も先ほど見ましたように、総合計画をつくる段取りをしております。是非とも、こういった考え方があるということも2002年にそういったことは言われております。だから、そういった議論を京都府なり振興局とかでみんなで議論をしていただいて在り方ということ、そうでないと先ほどみたいに笠置町も財政的に厳しい、先ほどから出ていましたけれども、それと本当に均等割で、よその一部事務組合もありますから支払えない。それよりも職員の給料も支払わないという状態に、このまま20年後にはなってくるだろうと思います。それは推測ですからわかりませんが、そういった意味で一応京都府と協議していただきたい。答弁は要りません。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

9番、久保です。前にこれ議運じゃなくて総務委員会かな若干お伺いして、そのときは教育長がおみえでなかったので和東町長から答えていただいて、今回のこの条例改正ですが、他の京都府下における他の地域での状況はどうだったんでしょうね。これはほかに先駆けてやるのではなくて、ほとんどうちと数か所ぐらいしか残っていないような話をお伺いしたように思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

他の教育委員会での割愛の配置状況のご質問かと思います。山城管内では、連合教育委員会を除く教育委員会では全て割愛を配置されております。教育委員会、学校数と規模により配置の人数が違いますけども、配置した上で教育行政の上の方に携わっていただいている状況でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9 番、久保議員。

◎ 9 番（久保 憲司）

ということは、先ほどからのその教育の在り方全般、坂本議員の一般質問、あるいは先の大倉議員の同議案に対する質問とかを総合的に考えましても、その小規模ならではの魅力ある学校教育と言いながら、全体的に見たときに後れを取っていると、そういうふうに受けとめられがちだというふうに思うんですね。しかも、今、先の大倉議員の中でも今後のいろんな人口推移とか、人口推移のベースになっています。例えば、子どもたちの数、こういったものの今後の状況を見ていったときに、やや今さらの感があるかのように思うのですが、全体的な流れの中で感覚的に先取りをしていく発想なんではないかな、今のこの条例改正の提案は、どうなんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

課題が急に出てきたから、いわゆる割愛を入れるということではありません。そもそも連合が今、連合になって12年目ですが、その時点で割愛は当然入れておくべきだったのではないかと私自身は思っております。といいますのも、事務局の職員と学校現場から直接入ってくるのは全然違いますから、先ほども言いましたように指導主事、退職した後の指導主事は2名います。これは実際本務者はありませんから、なかなか全体のところはいきません。だから、そういう面では先ほど次長が答えましたように、山城管内も大きいところでは8名も割愛が入っています。これは市町の大きさによって違いますけどね。1名から大体8名までそれぞれ入っておるわけですが、先ほど次長の方からも答弁しましたように学校教育、社会教育がかなり複雑になってきております。その中で、事務局にもより専門性の高い、要するに学校現場と直接結びついている教職員が今必要だということで、何とか無理をお願いしておるところです。ご理解いただけたらというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

9 番、久保議員。

◎ 9 番（久保 憲司）

質問した趣旨と答弁していただいた内容は、ちょっと趣旨が違うように思うんですね。要は、そういうふうな状況であるとすれば、やっぱり大きいところは体制的にも進んでいて教育の内容についても進んでいる。小さいところは後にされ、体制が整っていない。限界にきて、これ以上は待てないので条例を改正してお願いをします。そういうふうに一般

の親御さんなんかには受け取られていくと、一般住民にそういうふうには受け取られていくと、例えば、この場所で言うたら、笠置町で生まれ育って結婚をして子どもができて、教育のことを考えたら外へ出ようかと言って若い夫婦が出ていくと。そういうことにつながってはしないかと、だから小規模ならではの魅力ある学校づくりと学校教育ということを強く言われます。しかし、本当にそういうふうな魅力ある特色のある、よそではできないといふので、これからの教育をどういうふうにやっていくかという意味で、今から京都府の割愛職員を来ていただいてやっていくということになるんだろうかと、そういうふうを考えてやるということであれば、もっと具体的に教育の具体的な中身、割愛職員として来ていただく方の仕事でよそにない魅力ある教育をこういうふうにやりたいんですというのをセットで、あるいは提案理由にセットしてこの条例案は提出すべきではないのかというふうに思います。厳しいようなことになると思いますけれども、何となくこの条例提出に関しての緊張感がないなというふうに思われるわけです。3 問目ですので、最後にお伺いしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

久保議員がおっしゃるように、先ほどちょっと紹介をしました具体的に何をやっていくかというのは、ただ、これから実際に3年度から割愛に入って先ほども言いました、進めながら整理しながらということになってきます。最終、ならではの教育というのは進めておりますから、ならではの事務局、ならではの割愛というかたちで、これからも考えていきたいというふうに思いますので、ご理解のほどお願いをします。おっしゃるように、特色ある魅力ある学校づくり、これが最優先ですから、それに余計係わってもらって、より以上のものができるようにやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第1号、相楽東部広域連合職員定数の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員であります。したがって、議案第 1 号、相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 2 号、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例についてを議題とします。議案の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第 2 号、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例について、ご提案申し上げます。今回の条例の改正につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から本連合が京都市市町村退職手当組合に加入することから、退職手当の積立て、支給に関する条例が不要となることから、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例、相楽東部広域連合教育長の退職手当基金条例、相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例の 4 つの条例を廃止するものでございます。よろしくご審議賜り、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、議案第 2 号を読み上げさせていただきます。相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例について。相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。令和 3 年 2 月 26 日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。1 枚めくっていただきまして、廃止する条例といたしましては、1 番、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例、2 番、相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例、3 番、相楽東部広域連合教育長の退職手当基金条例、4 番、相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例、附則、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。これらの廃止条例につきましては、前回の定例会で議決いただきました、京都市市町村退職手当組合への加入が京都府の承認を 2 月 12 日にいただきましたので、4 月 1 日から加入することが確定しました。これにより、退職手当に関する今の 4 つの条例の廃止となります。以上で、議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（岡田 勇）

なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（岡田 勇）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。これより採決します。議案第2号、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第2号、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。会議の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

(休憩 11:45～13:00)

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き、会議を開きます。朝からちょっと議員各位から聞こえにくいというあれがありましたので、これでよろしくお願いします。以上です。日程第7、議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、ご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額9億8,278万3,000円に、歳入歳出それぞれ256万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,535万円とするものでございます。今回の補正は、府支出金のうち内示等に係る歳出事業への充当と、中学校の教師用指導書の備品購入費に係る補正をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。まず、最初に、本日の日程と同時に配らせていただきました予算書の1ページに誤りがありましたので、恐れ入りますが差し替えの方お願いいたします。申し訳ございませんが、1ページの第1条の総額9億8,278万3,000円からとなっておりますが、「から」を「に」に修正させていただきました。申し訳ございませんでした。それでは、先ほど連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億8,535万円とするものでございます。それでは、資料をお願いいたします。資料の1ページ、A3の方でございます。ページめくっていただきまして、1ページです。こちらは、今回の補正の全体的な表となっております。左側では、歳出予算科目ごとに補正額の内訳を記載しております。この表の一番下の計の欄にございますとおり、今回の補正は増額を行うものとなっております。また、このページの右側の表につきましては、特定財源並びに、それを除いた町村ごとの負担額の内訳となっております。詳細につきましては、資料2ページをお願いします。上段の分担金及び負担金ですが、負担金651万8,000円の減となっております。それぞれ説明欄のとおり、各町村にお返しいたします。また、分担金は環境課分となりますので、今回、補正はありません。下段の特定財源等については、コロナの関係で事業ができなかったことなど、事業費の減による補助金等の精査によるものと、きょうと地域連携交付金の内示をいただいたことによるそれぞれの事業への割り当ての補正となっております。続きまして、3ページをお願いします。歳出でございます。まず、各予算科目に共通する内容といたしまして、19節、負担金、補助及び交付金に計上しておりますのは、構成町村からの派遣職員に係る人件費が増減したものでございます。また、歳入と同じように、コロナの関係で事業費を減額しております。これら共通事項となります。それでは、総務費、総務管理費、一般管理費で126万2,000円の減額となっております。こちらにつきましては、共通内容の人件費の増減を計上させていただいております。次に、民生費も共通内容による増減を計上しております。次に3行目以降、教育費になりますが、共通内容の増減となっておりまして、4ページの5行目、3、中学校費の3、4の教育振興費です。先ほど連合長の説明にもありましたように、それぞれ備品購入費として101万8,000円と102万2,000円を計上しているのは説明欄にありますとおり、教師用指導書が5年更新の時期となり年度当初では準備に時間がかかるため、3月中旬に準備に取りかかる必要が生じたための補正でございます。4ページ、最後の行からは、社会教育費になります。5ページ、6ページも併せて、共通内容と歳入での財源充当先への計上となっております。以上、簡単

ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

質疑を行います。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより採決します。議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員であります。したがって、議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算についてご提案申し上げます。歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ8億3,971万2,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、各町村からの分担金及び負担金7億9,722万4,000円を主な財源としております。前年度予算と比較いたしますと、2,813万7,000円の減となっております。減額となりました主な要因といたしましては、小中学校のトイレ改修工事などが完了したことによるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（岡田 勇）

続いて、総務課長。

◎ 総務課長（田中 智）

それでは、議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算につきまして、ご説明させていただきます。議案の1枚目、朗読させていただきます。議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算について。令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算を地方自治法第211条の規定により提出する。令和3年2月26日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。連合長からでもございましたが、第1条、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ8億3,971万2,000円と定める。2、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、

歳入歳出予算による。それでは、資料を基に説明をさせていただきます。A3の資料の方をお願いいたします。資料の1ページをご覧ください。令和2年度当初予算との比較表になっております。縦型の表になっております。上の表の計のとおり、令和3年度との比較では3,743万9,000円の減となっております。それでは予算書と併せて資料に基づきまして、前年度との比較で大きく変わった箇所を中心に簡単にご説明をさせていただきます。まず、資料の2ページは歳出及び歳入の集計表となっております。次に3ページ、4ページに、特定財源の内訳及び充当先の歳入の表となっております。3ページの一番下、繰入金ですが、こちらは議案にも出てきました、それぞれの基金が廃止されることにより、退職手当基金からの繰入金となります。主なものは歳入の主なものです。それでは歳出です。なお、歳出の全体的な共通事項といたしまして、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、本年、3年の4月1日から継続される会計年度任用職員の方々が昇給することとなります。本当初予算につきましては、このことを加味したかたちで予算計上しておりますので、人件費の増額はそれぞれ、この共通事項として増額になっております。それでは、歳出の5ページをお願いいたします。最初の議会費は前年度と同額を計上しています。次に2款、総務費の1項、総務管理費、1目、一般管理費で前年度比58万7,000円の増となっております。これは、主に3、職員手当等の一番下の京都府市町村退職手当組合への加入負担金として242万3,000円を新規に計上したことと、6ページの役務費及び委託料がデジタル疎水機器を2年度に1ギガに容量を上げたことで、利用料・保守費が上がったことによるものの増額です。また、7ページをお願いします。2行目からの文書広報費・公平委員会費・財政管理費・選挙管理委員会費・監査委員会費につきましては、記載のと通りの増減となっております。8ページをお願いします。3款、民生費ですが、それぞれ記載のと通りの増減となっております。主だったものとしましては、9ページ一番上の笠置児童館の人件費の返還金として56万3,000円の増額となっております。続きまして10ページ、4、衛生費、1、環境費、1、環境総務費900万5,000円、対前年比較が515万円の減額ですが、2、一般管理諸経費の7、報償費72万円の減額や12節、委託料で465万3,000円の減額は、事業精査によるところが主な減額の要因となっております。続きまして11ページ、2行目、2、清掃費、1、衛生総務費330万9,000円、対前年比29万5,000円の減額ですが、これは10、需用費で前年度公用車の修繕費などをここでみていましたが、次年度から、3年度から環境総務費に組み替えたことによる減額です。次に2、じんかい処理費、2億4,208万8,000円で対前年比較が1,574万3,000円の増です。これは、令和元年度からじんかい処理業務を三重中央開発と5年契約を行い、初年度は前年度までの項目で予算計上しておりましたが、令和2年度から予算項目を13事業に分けましたが、令和2年度の事業精査をした結果、11・12ページのとおり、16事業に分けたことにより、前年度との増減の違いが出ております。また、収集運搬業務委託料については、それぞれ5年契約の中で示されている額を計上しているため、同額で

ございます。次に、12ページで3段目、2、再資源化ごみ中間処理事業が3,076万3,000円の増額となっております。こちらにつきましては、事業精査による増額となっております。次に、じんかい処理費の一番下、12、施設維持管理費、10、需用費ですが、330万の減額としております。これは休炉になったことにより電気代の減額をしております。次に3、施設整備費219万円、対前年比較で2,469万1,000円の減額ですが、これは13ページお願いします。2、テールアルメ擁壁安全対策等調査事業で、令和2年度計上しておりましたテールアルメ擁壁等に係る傾斜変位監視システムの事業等が終了したことによる減額となっております。それでは、教育費に入ります。主なものにつきまして、5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費では予算額9,419万5,000円、対前年度比較では1,176万9,000円の増額となっております。これは2、一般職員人件費で説明欄のとおり、割愛職員の人件費をここで計上していることと、14ページ、18、負担金、補助及び交付金で、各町村からの派遣職員の人件費返還金が600万円増額になっていることです。次の3、事務局諸経費では15ページお願いします。17節、備品購入費においては前年度、公用車2台の購入費用を計上しておりましたが、それがなくなったことによる減額でございます。続きまして3目、義務教育振興費では1,640万5,000円と前年度より107万円の増となっております。共通事項などの増額や16ページの8、通級指導教室諸経費で2年度から新規事業で補正をいたしました但、2年度当初では計上されていなかったための増額となっております。次に4、教育振興費ですが、こちらは17ページお願いします。3、南山城村の18、負担金、補助及び交付金でこちらも2年度で1名分補正を行いました但、3年度からは3人になることで増額となっております。次に、小学校費となります。1目、笠置小学校管理費では3,289万7,000円、対前年度比較で1,883万4,000円の減となっております。主には2、笠置小学校管理諸経費で、19ページをお願いします。12、委託料、14、工事請負費で、2年度に空調設備工事が完了したことと、長寿命化計画も完了したことが主な減額の要因となっています。次に21ページをお願いします。2目、和束小学校管理費では2,375万9,000円、対前年比較で1,317万3,000円の減額となっております。こちらも減少の要因といたしましては10、需用費の修繕費でエレベーターの改修が終わったことと、12、委託料、14、工事請負費の減額は、長寿命化計画とトイレ改修工事が完了したことによる減額でございます。続きまして、23ページをお願いします。2行目から3目、南山城小学校管理費では4,866万2,000円で前年度より1,153万3,000円の増額となっております。24ページになりますが、23ページからの続きで、需用費の修繕費でエレベーター修繕913万円とブランコ修繕で47万円を計上したことによる増額でございます。次に25ページをお願いします。各小学校の教育振興費が、25ページ以上記載させていただいております。それぞれ3小学校とも減額となっております。これは需用費でコロナ対策用として20万円それぞれ計上していることと、2年度、新学習指導要領での教科書変更に伴う教師用指導書の購入費用

をそれぞれ17節、備品購入費において計上していたものがなくなったことの差引きが減額の要因となっております。続きまして、30ページをお願いします。30ページの2行目、中学校費です。3項、中学校費の1目、笠置中学校管理費では4,374万7,000円、前年度との比較で1,608万3,000円と大幅な減額となっております。主には2、笠置中学校管理諸経費で31ページをお願いします。中ほどの需用費、一番下の修繕費で図書室の窓修繕が終わったことや32ページ、12、委託料、14、工事請負費で長寿命化計画やトイレ改修工事が完了したことが主な減額の要因でございます。また、その下3、スクールバス運行事業費で355万3,000円の増額は、南山城村から譲り受けたバスをスクールバスとして運行するための費用が1台分増えたことによるものでございます。次に33ページ、2行目、2、和東中学校管理費で2,423万4,000円、対前年比較で443万6,000円の減ですが、これは34ページ、2、和東中学校管理諸経費で35ページをお願いします。12、委託料で長寿命化計画が完了したことが主な減額の要因でございます。続きまして36ページ、笠置中学校教育振興費901万5,000円、対前年比較で196万8,000円の増です。人件費の共通事項と10、需用費の修繕で体育館のバスケットボールコートラインの修繕費を計上していることが主な要因でございます。続いて37ページ、一番下の4、和東中学校教育振興費1,224万3,000円、対前年比較192万1,000円の増額ですが、これは38ページをお願いします。12、委託料で修学旅行事業で67万8,000円、17、備品購入費で柔道用のジョイントマット68万8,000円等を計上していることが主な要因です。続きまして39ページ、2行目から社会教育費になります。4項、社会教育費、1目の社会教育総務費2,530万8,000円は前年度との比較で80万7,000円の減額となっております。40ページをお願いします。社会教育事業の笠置町事業において人件費の部分で3年度はゼロ計上にしていますのは、笠置町図書室事業に振り替えたことによるものでございます。42ページをお願いします。真ん中あたりの6、家庭教育支援基盤形成事業に和東町で22万6,000円の計上は新規事業となっております。また、特定財源として15万円の補助を受ける予定です。44ページをお願いします。上の10、文化事業、2、和東町で4万円計上してまいますのは、文化サークルが和東町の中で増えてきたことにより、文化事業を新規に進めていくための事業費を計上しております。45ページ、下から2段目をお願いします。12、高齢者教育推進事業、3、南山城村、対前年比較で27万3,000円の増額ですが、これは南山城村のバスが3年度以降、先ほど笠置中学校に譲り渡したということで村のバスがなくなってしまうということで、事業を行うに当たりバス借り上げ料を計上したというかたちになっております。続きまして、48ページをお願いします。2、社会教育施設費1,704万9,000円、対前年比較で328万6,000円の増額です。これは、先ほどの1、笠置町図書室運営諸経費に社会教育総務費の人件費を組み替えたことによる増額と2、和東町体験交流センター図書室運営諸経費で対前年比較で183万2,000円の減額は、図書システムが2年度に完了したことによる減です。

また、49ページをお願いします。1段目、3、南山城村図書室運営諸経費の対前年比較402万2,000円の増額は12、委託料、17、備品購入費の説明欄のとおり、図書システムを導入することによる増額でございます。続きまして50ページ、3、文化財保護費2,731万9,000円、対前年比較186万円の増額です。主には5、和束町史編さん事業で共通事項の人件費の増が主な増額の要因です。次に51ページ、5、下の行です。保健体育費、1、保健体育総務費487万9,000円、対前年比較で97万6,000円の増です。これは52ページの真ん中あたりの3、南山城村、13、使用料及び賃借料で、先ほどもありましたようにバスの借り上げ料で105万9,000円の計上となっております。次に、53ページをお願いします。5項、保健体育費の2目、給食業務事業費8,392万1,000円、前年度との比較では173万3,000円の減少となっております。これは、和束給食センター運営諸経費において、54ページをお願いします。17、備品購入費で3年度は新たな購入備品がないための減額と、南山城給食センター運営諸経費で需用費や委託料の減額が主な要因となっております。次に、55ページをお願いします。6款、公債費、1項、公債費の1目、元金1,456万5,000円、対前年度比較では134万2,000円の減額となっております。内訳につきましては、説明欄のとおりでございます。また、クリーンセンター分の償還は令和5年で終了する予定です。最後に、負担金割の質問がございましたので、負担金について若干説明させていただきます。現在、村の負担割なんですけど均等割、人口割とございまして、均等割は3分の1なんですけど人口割は前年度、令和3年度の当初では令和2年の10月1日を基準日といたしまして、そのときの人口で割合を出しております。今回の当初の分につきましては、3町村で7,673人、そのうち笠置町が1,263人で16.4%、和束町が3,789人で49.3%、南山城村が2,621人で34.1%。ごみの処理量割につきましても若干説明させていただきますと、ごみの処理量割で笠置町が19.7%、和束町が48.7%、南山城村が31.5%と、大体、南山城村は3分の1ぐらい、笠置町が2割いかない、和束町も5割いかないというような負担割となります。資料の1ページを見ていただきますと、縦長の表です。右下の令和3年度、下から2段目の表になります。下から2段目の表の令和3年度の分担金・負担金の割合なんですけど、合計しますと笠置町が1億4,500万、和束町が3億5,000万、南山城村が3億100万で、南山城村が多いのは笠置中学校の負担は一度連合から、連合は村だけに請求しておりますので、あと笠置の負担分は村と笠置で精算するというかたちになっていきますので、笠置中学校の負担が全て連合の中では村に来るということで3分の1よりも多いかたちで村の負担が増えているということになっております。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

これから質疑を行います。1番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

予算について質問させていただきます。まず、13ページなんですが、先ほどの一般質問でもちょっとここを確認したかったのですができてなかったのもので、テールアルメの擁壁の安全対策調査事業ということで、2,429万9,000円減額になっているんですが、先ほどの説明がちょっと聞き取りにくかったものですから、もう一度減額の理由について教えていただけますか。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

テールアルメの調査の関係でございます。2,400万ほど上がっているということで、その進捗状況がということですか。

◎ 1 番（高山 豊彦）

減額になっている理由。

◎ 環境課長（大西 勝）

あそこの予算のところは傾斜監視システム、現在、2,400万のところは前年度当初と比べていまして、当初予算で組んでいました2,400万円の内容は、いわゆるモニタリングと言っているシステムと土壌汚染の費用を挙げておりました。今年は、テールアルメについては当然工事を始めるということなので、その必要はないかということで一旦ここで年度でやっていますので、その監視システムは終わりというかたちで、まず第1点減っておるということでございます。もう一つ、土壌汚染の関係。実を言いますと、昨年当初で挙げさせていただいておりました。私も4月から赴任しまして、保健所ともちょっと協議をさせていただいた中で、当初、当然ある程度の土を区画形質の変更をするには土壌調査が必要であるということで、これ2つありまして、1つは3,000平米以上の区画形質の変更の場合は土壌調査が必要、まずは届出が必要やと、届出に基づいてその工事の内容を届出すると、それに基づいて京都府の方、これ保健所の方に出すんですけども、調査命令があれば、客観的な判断で調査命令があった場合は、調査をしなければならないというかたち。もう1つは、最初思っていたのは、施設は特定施設みたいなかたちに当たるとではないかという判断もちょっとはつきりしない、ちょっとそこは申し訳なかったんですけども、もう一度保健所に確認したところ特定施設に当たらない、特定施設であれば絶対やらなアカンのです、必ず。その敷地にある施設が、特定施設である場合は、調査をしなければならないということがあるんですけど、それは必要がないと、そこは当たらないということを確認しました。あとは3,000平米以上の話になるんですけど、その辺が

ちょっと整理が申し訳なかったんですけども、それならばあらかじめ調査をしておけばいいかなという判断もございまして、予算を上げさせていただいたんですけど、実際今、先ほども設計をお願いしています。土砂の取る範囲もまだわからない。例えば、これわからないですけど3, 000平米を潜るという表現はちょっとあれですけど、少なければそもそも届出も必要ないということは保健所に確認していますので、超えたら届出は必要やということで届出をもって、例えば、届けを出させていただく、京都府の方から調査命令があればそれは肅々ときちんと土壌調査をその時点でさせていただくということで、ちょっとそこは理事者とももう一度相談させていただいた結果ということなので、ちょっとまた設計が上がった段階で届出は出す予定ですので、それをもって判断かなと。例えば、届出を出して調査命令がなければ、それは法的に別に調査をする必要はございませんので、それで工事に入っていくのかなというふうに考えております。端的に言いますと、その2点を去年予算当初で計上していたということで、今回入っていないということで、当然工事とかにつきましては先ほど説明したように、まだこれから設計して積算してということで今後進んでいくということで、このようなかたちになっております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

まず1点目のモニタリングの話なんですね。先ほども申しましたが、以前の報告のときもありました、いつ崩れてもおかしくない状況にあると、日々モニタリングしながら状況を監視している。異常があればすぐに対応するということがあったと思うんです。そういうことからすると、そこは継続、工事するまでは継続すべきだと思うんですよ。これを、このモニタリングを止めてしまうという、この考え方が安易、工事の設計の延びていることにもつながっていつているんじゃないかなと。要するに、その危機感というのが全く感じられないと思うんですよ。このモニタリングから見てもそういうふうにとらざるを得ないですね。やっぱりそこはきっちりと、危険の監視をする体制は必要だと思うんですよ。先ほど工事いつかというのは説明なかったものであれなんですけど、今年工事を進められるにしても、それまではこの監視は絶対必要だと思います。それともう一つ、土壌汚染の問題ですが、これは平米数によって必要だとか不要だとかいう話はあるかわかりませんが、その土壌は汚染されていないのかどうなのか、という調査は当然これ工事を進める中で必要だと思いますし、もしそういった汚染されている状況があるとすれば、先ほど一般質問のときの答弁がありましたけど、その敷地内に有するという考えもあるわけですから、そういう当然その調査というのは必要になってくるだろうと思います。量の問題ではないと思うんですよ。質の問題だと思うんです。ですから、その予算というのは当然、そこは必要ではないかなと思いますが、連合長いかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

法律が2つございまして、1つは特定施設になるかならないかということの1つの判断と、もう1つは盛土とかもそうなんです、3,000平米を超えるか超えないかというのと2つに分かれているのですが、こちらで採用していますのは、特定施設に当たらないということを取っております。

◎ 議長（岡田 勇）

1番、高山議員。

◎ 1番（高山 豊彦）

今、モニタリングの説明が答弁がなかったのですが、それと私申ししたのは、特定施設に入るか入らないかではなくて、現に汚染されているかどうか、これの調査は必要ですよと言っているのです。もし、汚染されている土をそこに放置されますと、やはりいろんな影響が出てくるわけですよ。量の問題ではないと思います。安全対策をどうするのか、この崩れる安全対策だけではないんですよ。環境の安全対策もせんとあかんというふうに思うのですが、そこはどうですか。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど言いましたのは、あそこの土壌については、もともとの自然の状態のところを利用してつくっておりますので、特定施設でないというのはそこから発生するいろんな粉じんとかそういったものに有害物質がそこに降り注いだりとか、そういったダイオキシンの問題がございましたですけども、そういったところで影響ないというふうに私は捉えたということでございます。もう一つは、モニタリングですけども、8センチ動いたという結果が出ておりますけども、この分でもう少し早く、本来ならば年度内に発注の方までいけるというふうに当初考えておりましたけども、いろんなコロナのこともあったりして、そこはずれた分でこういう結果を招いたと。それと以前の委員会でも早く工事をしろと、早くすればモニタリングをする費用も要らないのではないかなというように来てた経緯がございます。そういったことで、その1年また延ばすということで1,200万かかるということも、これも考慮にも入りましたもので、できるだけ速やかに工事の方をして、早く危険の除去ということで進めたいと思いますので、おっしゃるとおりのことはもちろ

ん懸案事項として持っていることは持っております。

◎ 議長（岡田 勇）

2 番、向出君。

◎ 2 番（向出 健）

2 番、向出です。今の件で確認をさせていただきたいのですけれども、実際に事業としてのモニタリングは今年度はとりあえず一旦終了ということで落としていますけれども、実際の安全の状況を確認するということが一切なくなってしまうのかどうか、その点を確認したいということと、その中で問題があるという場合には、もう一度何らかの同じ事業ではなくてもモニタリングの監視の費用も、途中計上というかたちなり緊急対応でやるお考えはちゃんとあるのか、そこまで考えておられるということなのか。今の答弁ですと、本来は事業が年度内に入っていて、できるという前提の上でのことだったと思うんですね。今みたいに空白の期間ができてしまうという状況では当初とは違うので、その辺りの点について再度確認をしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

その点につきましては、研究センターさんと相談しまして、どういった経緯になっているかということをもう一度精査させていただきます。その上でまた判断したいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

5 番、坂本です。予算書、資料 13 ページの教育総務費、事務局費の中の職員手当等でですね。割愛職員が増えるのは僕は大いに賛成なんですけども、今、教育委員会の中でどういう人材を求めているのか、どういうところのフォローアップというか、それとも京都府とのつながりをもっと強固にしていくのか、どういうところを目指して今回人選ができるのか、それとも待っとくだけなのか、その辺ちょっと確認したいんですけど。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

割愛につきましては、先ほども申しましたように、連合ならではの教育を一層進めると、これが原点になると思います。そこで、いわゆる教育行政と教育現場、両方からどっちもしっかりと理解できて進める人材ということです。今、考えておりますのは、例えば、ほかの市町から来てもらってもなかなかそれは進みませんので、連合管内のいわゆる中堅教員というところを事務局に入ってもらおうというところを考えております。よろしいですか。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

5 番、坂本です。連合管内と言ったら、この連合。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

すみません。もう少しわかりやすく説明したらよかったと思うのですが、連合の小学校、中学校の教職員の中からということです。今、現に連合の小学校、中学校に勤務している教職員です。中堅の中から選んで、そこで現場を離れてうちに来てもらおうと、こういうことです。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

5 番、坂本です。連合管内ということは、京都府の教育委員会から来てもらうわけではない。となると、僕のちょっとニュアンスが変わってきて、例えば、京都府教育委員会の挑戦状だったり新しい取組がありますよね、京都府教育委員会の。そういうものがもっと風通しがよくなって、それこそ情報があるじゃないですか。その情報が京都府の一番先に走っている教育の情報がすぐに入ってくるような流れになるのかなというふうなイメージを持っていたわけですね。今回、京都府から職員をここにあてがってもらうという流れ。そういうふうな流れがつかれるのかなと思っていたんですけども違うというふうな感じがすよね。僕は個人的にそう思っていたので、そういう風通しができれば、また、新しい都市部の教育のやり方がどうで、うちのこの末端の教育がどうでというものが比べられるのかなと思っておったんですけど、そうではないと。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

府のつながりというのは、当然あります。だから、今は教職員ですからね、一般の教職員の人事と同じかたちなんです。今、連合の小学校も中学校も府の教職員です。府の教職員ですね。府の教職員がうちの連合の教育委員会の中で、府の教職員からもらっているということです。その中で、地元、地域の学び、地域の子育てを含めて、それを一番地元からの方が現状もわかって、連合の教育は何を目指しているのかというのをわかってもらってます。それを実際に実践する立場です。だから、もちろん議員がおっしゃるように、府とのパイプというのは、直接には当然彼らがやっていくというところです。だから、府が全然関係ないとかそういうことではありません。そういうことでご理解いただけたらと思うんですけど。

◎ 議長（岡田 勇）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

職員のことですけども、今の話にも関係あるかもわかりませんが、今、国の方が補助率 2 分の 1 でスクールサポーターとか I C T の支援員とか、そういうのを置くというのは 4 校に 1 人置けるというふうに予算化されてきているんですけど、そういうのは今言っている話には関係ないんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

割愛人事とは別の制度となります。スクールサポートスタッフですとか、I C T 支援員につきましては、別途、今年度既に入っていただけてますし、来年度についても補助制度等を見ながら要望していった確保していく部分かなというふうに理解しております。別の制度での人材確保になります。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

GIGAスクールを進めていく上で、そういうのに特化したような支援員というかサポートターダと思うのです。新たに予算に出てきているし、4校に1人というと東部連合で1人そういう人が置けるかなと思うのですが、現場の声を聴いていますと、教育内容というか、その使い方、子どもの指導とかいうのについては、現場の先生はもう既に研修を始めていると、一番欲しいのは技術者が欲しいと。機械に何かあったときとか、そういうときの指導をしてくれる人が欲しいと。1校に1人というのはちょっと無理かなと、せめて連合の中にそういう人がいればすぐに駆けつけてもらえると、そういう人こそ今欲しいんだという声を聴いているんですけども、そういうことは教育委員会としては考えておられませんか。

◎ 議長（岡田 勇）

竹谷学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

ただいまのご質問ですけど、このたびの端末整備の中で各ソフト等のメーカーの問い合わせ窓口を契約しております。その中でヘルプデスクがございますので、そちらの方で当面は対応の方、していくという考えでおります。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

そういうメーカーに問い合わせたりしたときには、すぐには駆けつけてもらえないという不安が現場の中ではあるみたいです。だから、将来的にこれから特に使う頻度が増えてくれば来るほど、そういうものに対する要望というのは出てくると思うんです。これは現場の先生の力ではどうにもならないことなので、そういう技術面での支援というのは将来的に考えておいてほしいなと思います。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

先ほど坂本議員が質問された内容の続きみたいというか、確認みたいな格好になるんですけど、この費用はさっき認めた条例改正に関連している費用ですよ、全く。そうですね。だとすると、先ほどの説明の内容と違うじゃないですか。基本が。だって、京都府からそういうかたちで先進的な情報を持ってきていただくというかたちにするために、わざ

わざとを上げるんだという話を説明があったと思うんです。多くの議員は、私の聞き違いかも知れませんが、連合管内に在籍しておられる現職の先生を来てもらったところというより、その先生で連合に来ていただいたらそういう仕事ができるんだったら、日頃その先生との連携はどうやっているんですか。何もやってないんですか。その先生の発言権はないのですか。教育長に対してこんなんしたらどうですかという、コミュニケーションをとっておられたら、それを連合の教育長なり担当部局がそれがいいと思ったら、その意見を採用して連合の仕事の在り方として進めていったらいいだけのことで、新たに人件費を追加する理由ってないじゃないですか。連合の中での先生というのでは足らんから、そういう発想というか発想もそうだし、情報力が足らんから新たに京都府から来てもらうというふうには私は理解してたんですけどね。前で首を振っている人もありますわ。そういう発想やからこそ、わざわざ人件費を割いてまでやるということにさっき手を挙げさせてもらったけど、当初からそんな話になったら私、手を挙げられへんかった。そんな話だと、前に総務委員会で和束町長が話された内容がほとんどやないですか。よそみんなやっているのにうちだけやってないので、うちに枠がないのが困るという対面だけの話やないですか、それやったら。中身と違っているやないですか。もう一回説明してください。そんな話だったら、ちょっとみんな誤解を招いたと思いますよ。この条例改正そのものに手を挙げるときに、何でそういう説明をしないのですか。

◎ 議長（岡田 勇）

竹谷教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

すみません。割愛制度について説明の方が十分でございませんでして、申し訳ございませんでした。割愛、先ほど申しました、専門性と情報収集機能というところについてちょっと改めて説明をさせていただきます。専門性というのは、教育委員会事務局の専門性をどうやって確保するか、情報収集機能というのも教育委員会事務局がどういう情報収集機能を担保するかということで、この制度の方を導入するメリットがあるというふうに考えております。現場理解といいますのは、あくまでも教育委員会事務局にいて、もともと連合管内の学校にいらっしゃる先生方という、この関係性ですね。この中で見えるもの、あるいは行政の施策を効率よく効果的に進めることができるということ、情報を的確に把握できること、保護者と子どもさんのいじめ問題等におきましても、あるいは小中連携や小中連携なんかの連合の事業につきましても、的確に正確な情報でもって素早く反応できる、対応できるという、そういう情報機能を確保することが求められてきております。そういったところでの割愛の有効活用ということで考えさせていただいております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9 番、久保議員。

◎ 9 番（久保 憲司）

ちょっと議長、議事録止めてください。

（録音ストップ）

◎ 議長（岡田 勇）

畑議員。

◎ 7 番（畑 武志）

実は私、今回のこの補正予算書を見て少しがっかりしています。連合長、先ほど来、高山議員の方からもいろいろお聞きがあります。このモニタリングについて調査費ですが、当初予算 3, 0 0 0 万、それから令和 2 年の 8 月末日に全員協議会を開いて、その説明をいただきました。その後、補正で 1, 4 0 0 万の調査費をつけております。今日の段階になって、まだ工事費がわからない。先ほどいろいろなことを言われました。一番最初に言われました、コロナの関係上できないと。私はね、コロナの関係でできなかったと、コロナも影響してますと、できなかったと、コロナの方も影響してます、このようにお聞きしました。汚染の問題については、考え方がわかります。ところが、仮にこれ工事に入った場合に、車両はどこから入れるんですか。平成 3 1 年 3 月 3 0 日をもって終わりましたから、ありがとうございましたと感謝の気持ちを込めて地元へ挨拶に行かれました。その後、去年の一般質問の中では何ら行ってないと。それは、テールアルメの問題が話がつからないから行ってないと、このように私、去年は理解しておりました。それでいいですね。ところが、これ修繕費に工事にかかろうと思ったらどこから入るのですか。例えば、今地元、下島区から上がろうとしたら、地元としては 1 回も来てないのに何で今頃来るねんと。ほんなら、進入路につきまして、2 トン車のダンプが入るか入らないかの道幅なんです。この辺が非常に危惧するんですよ。その辺についていかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほどの高山議員のご質問のときには、運行のコースとそのときの車両はどれだけ通るのかと、どれだけ量を出すのかというご質問でしたので、できるだけそれを少なくする方法の工法などを考えて工事にかかります、ということで答えさせていただきました。も

ちろん、畑議員が今指摘されるとおり、工事に係る車両とか重機は運ばなくてははいけませんので、そのときには地元の道は通らせていただくことになります。ただ、何もまだ決まっていない状態ですので、その重機も果たして4トン車に乗るような重機なのか、また10トン車でないと運べない重機なのか、そこはまだはっきりしておりませんので、それについてはちょっと今どうのこうのと言える、そういう状態ではございません。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今、連合長から答弁がありました。だけど、どういうコースにしろ、これは下島区の中を通っていかな重機は入らないですよ。私もこの道は昔から何回も走ってます。それからパッカー車ですか、その道についてはとても無理です。十分承知しております。住民感情として、あのときにちょっとでも顔を出して行っというたら、実は工事にかかるからお願いしたいんですよと言うたら、快く受けていただいたかもしれません。現在の気持ちはわかりませんよ。だけど何も来てないということは、私何回も何回もこの場でお聞きしておりました。これ、モニタリングを今回しないということです。高山君がそのときなんかあったらどうするねんと、これはまさにそのとおりなんです。そうすると、安全な面を考えたら一刻も早くしなければならぬと思うんです。これについて、同じ質問になるかもしれませんがね、まだ出てないからできない、ほんならいつできるんですか、この場で約束できますか。

◎ 議長（岡田 勇）

連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

今わかっております工程を、事務局の方から説明していただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

事務局長。

◎ 事務局長（大西 勝）

今後のスケジュールということで、スケジュール、工程とか工事にかかるということで、先ほどこっちと説明させていただいたときに、設計が今頼んでいますということで、その後、積算を京都の技術サポートセンターにお願いするということで、積算についてもやはり費用がそれなりにかかりますので、それをまず、まだ工事の内容がわからへんのでどれ

ぐらいの額になるかわからへんで、設計が出てきた段階で、また、積算の予算をお願いせなあかんということになります。それはちょっとまだわからないですけど、臨時議会等をまた開く予定かなという、まだちょっと未定なんですけど、例えば、議長選出とかの件も今後あると思われますので、臨時議会でその予算をご承認いただいた上で、これはあくまでも想定です。皆様のご協力をいただかないといけない話ですけども、その後、サポートセンターで積算をお願いして工事費を出していただくということで、今度は工事費本体の予算を通例でいくとうち、次、7月議会ですので、7月の定例会の方で、その予算をお願いすると、関連予算も出るかもしれませんけど工事費はそこでということで、その後、予算を認めていただければ当然入札とかの手続に入りまして、あと工事費がまだまだわからないんですけど、例えば、5,000万以上の工事費でしたらまたこれも議決案件になります。去年も臨時議会で、GIGAスクールの関係を上げさせていただいたとおりですので、そうすると次、12月議会になりますので、そこまではやっぱり危ない状況、地元もこれだけ言われてますので、臨時議会をどこかで入札が終わった段階で、契約の、もし5,000万以下やったらいいんですけど、以上やったら議決をいただいた上で工事に入るのかなと。スケジュール的には、私も当然ちょっと神戸大学の先生も心配されておって出水期、私もちょっと工事慣れてないですけどいろいろ勉強させてもらおうと当然、今も河川とかもやっておられますけど、この出水期を除いて、こういうような工事をするのは基本やということは承知しておりますので、今回ちょっと夏の時期通してしまうので、そこはちょっと気をつけなあかんのと、そこは先ほどもあったようにどうするか、モニタリングをちょっと止めるということであれば注視をどうしていくかという、連絡体制は構築してますので、クリーンセンターにも職員いますので、そこはよく見ながら、また、そういう体制も組みながらですけどもしていきたいと思うんですけど、工事は多分、今年の秋以降になるのかなと。あくまでも土壌調査の関係もありますし、どう出てくるかわからないですけど、青写真としてはそのようなスケジュールで考えております。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

7番、畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今、局長の方からこういうようにちゃんと説明していただいたら、今年の秋以降にできるのかなとこういう思いするんです。そうやけど、さっきまでの話、ざつくばらんの話でいつできんねやということになってきて、それを心配しておったんです。その間に、ひっくり返ったらどうするんですかということ。多分大丈夫と思うんですけどね。8センチ動いているということを頭に前提に置いたら、それとやはり、それまでに地元話を持って行って、お互い人間、感情の問題です。先に手を打って置きゃ、あのとき来てくれたんですねということになると思うんですよ。その問題を後後になってきたら具合が悪い。だ

けど、今言われたように来年が工事になったと言うたら、鬼笑いますよ。これだけは申し
ておきます。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４０分まで休憩します。

（休憩 １４：２３～１４：４０）

◎ 議長（岡田 勇）

休憩前に引き続き、会議をやります。堀副連合長。畑君の説明。進入路のそういう。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

すみません。ちょっと私も前から関わったということから説明させていただきます。最初、私もこの機会をいただいたらということで、休憩中、お話をさせてもらったのですが、まず、順番に行きますと、久保議員が言われました割愛の制度、これ本来教育委員会の中には割愛制度というのは事務職だけではなくに、教職員も入れながら教育力を高めていこうという人事の配置制度でありまして、今人事は教育委員会が持たれておりますが、そういう制度を設けておく方が、そのときに委員会の席で、割愛制度を設けてないところはこの東部だけですということを、教育長がおられませんでしたからお答えさせていただきました。だから、この割愛制度は私は大事だと思います。やはり教育現場で、先ほど坂本議員が言われたように、現場を知っている、この内容をどうもっと普及していくのや、アピールするんやという内容があれば、そういう制度は、精通した教職の免許を持った人が教育委員会の中に入ってくるというのは事務職だけでは駄目だと、そういう制度ができる。入れる入れないは教育委員会が考えはるはず、そういう内容をつくっておいたというのが先の条例ですので、よろしくお願いいたします。それと、畑議員が地元とは全然調整していない、こっちは誤解を与えているようでございます。私は地元の町長でもあるわけですから、やっぱり日頃お世話になっている地元の下島区、撰原区等には、いつも気持ちを持っております。その一つが、例を挙げさせていただきますが、東部の燃やすところは一定時期が来たら終わりましたね。終わったら、あそこ道路を通るときは協力金ということで、連合から皆さんと協定を結びまして負担させていただいて、お互いに通らせてくださいねということで、草を刈ったり、そういうこともいたしますということで、全部撰原区は草を刈ったりとか、そういう話し合いを地元と十分意思統一をしてきました。その後の地元が止めるようになったら、その話はあかんのかいな、こういうことになりますから誤解を与えますから、地元とは十分協議をしながら、いやいやこれから工事等でお世話になったり、地元でいろいろお世話になることもありますから、もう一回この協定を引き直しまして、そうやって負担金の継続も理事会で諮って、そうやってやっていますということで、今協定

を新たに、年度はちょっと忘れましたが閉会、止まってから後、新たな協定延長をさせてもらってます。その下でやっております。そうやって今やって、さらに説明していかなくやならんということになれば、具体的に持っていかないといけませんから、設計業務を急ごうということになっております。これが1点ですので、えらい心配かけましたけども、当然十分とは思っておりません。しかし、何もやってないということもないですので、その点ご理解いただきたいと思います。それともう一つ、先ほどあったのがありますが、高山議員とか皆さんご案内のとおり、これは委員会を設けて一回やったときに一応これ訴訟して、そして訴訟のときには地滑りしてますよということでもいろいろやりました。ピアノ線引いて、それを原因にやって裁判も認めて和解しました。そうやって3億数千万いただきました。そして今、基金になっておりますが。そうなってくると、お金もいただきましたけれども崩れたときの責任もいただきました。今まで相手だけやと言ってたらよかったですけど、今度は相手日立も何も関係ありません。危ないやつを皆うちにいただきましたものですから、だからこんな責任はうちですから、だから早いこと先まで直さなければならんけども、直すの大事やけどやっぱりその話を先していきしました。そのときに、今までは裁判だけの地滑りは点だけでしたけども、もうちょっと制度が必要ですねという話になって、制度を広めました。いわゆるモニタリングということもありました。そのときに、今でも覚えていますが名前は出さへんけど思い出していただけるとと思います。その委員会の中で、そのモニタリングして、もし、そんなもん滑るとわかっててどうして誰が直しに来るねんという話になって、それは直せませんと、そういう話もあったんですけど、しかし、そういう地滑りの実態をつかんだ上で次の設計に反映させなければならんということで、あのときはやりました。そういつて、その設計を急ごうということを今やってきて、一つの基本的な方針は決まりました。その基本方針が、そのときは基本方針で設計できたと思っていたという意見もありましたですけども、これは基本設計。これに基づいて、今設計をかけているということです。これが3月31日までに完成させるというのは、この予算で見てもらっているわけですね。そうやってこの設計が出てきたかて、これ今のままでいったら設計だけですから、この積算は市町村しか持ってませんね。財団でもどこでも持ってません。だから市町村が持っていたので、うちに連合には積算できる事務職はおりません。それぞれ笠置町役場では建設課におりますけども、今回はこういう難しいものですので京都府のサポート支援センター、そこを利用させていただいて、そうしてやっていきたいと、こういう基本的な考えです。これやっぱり難しいものですから、南山城の担当者の方お願いしますとか和束町お願いとはいかんでしょうね。やっぱりサポート支援センターの高度な技術も入れながらやっていきましょうね、こういうことに決まったものですから、その方針のもとに基本的な数字の入ってない、そういう来たときにはそういう支援をする補正予算をかけさせていただく、そうやって進めていく。速やかにこの業務を一つ一つ、今発注しておりますので出来上がり次第やっていきたい。これはやっぱり皆さんのご意見どおり、一日も早い住民が安心・安全のため、もう一つは経済的に、そして住民

の理解を得て進めていくべきだと思っておりますので、ちょっとご理解いただきたいと思
います。ちょっと私の名前が出たりしたら、ちょっとありますので加えて説明させていた
だきました。制度はできたけど、あと人事は別ですから、これは十分議論していただくこ
とが大事だというふうに思っております。よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

7 番、畑議員。

◎ 7 番（畑 武志）

今、堀副連合長が言われたとおりなんですよ。私かてそれ見てますよ。だけど、それや
ったらそのときに言わはったらいいのや。後でそなん追加してくるから、そのときに言
うたら何も言わへんからそのとおりになってるのかなと、こういう思いもしますよ。堀さ
んにかかったらかないませんわ。後から入ってきて、ちゃんと言うてくれるんやもん。そ
れやったらそのときに言うてください。私も、これ以上言いませんけどね。これは一日も
早く設計してください。

◎ 議長（岡田 勇）

1 番、高山議員。

◎ 1 番（高山 豊彦）

1 番、高山です。今、いろいろとご説明をいただきました。今回、私、一般質問でも、
先ほど畑議員が言われた工事車両のルートであるとかいう質問も、この通告書の中に入れ
させてもらってるんです。あと、その工事に関わる進捗状況、先ほど事務局長の方から説
明あって、いろいろとこれからの流れという説明がありました。なぜ、一般質問のときに
そういった回答が、答弁がなされなかったのか非常にショックを受けているんですよ。私
自身。その一般質問のときに、そういう説明がいただければもっと皆さんも納得してい
ただくのが早かったのではないかなというふうに思うわけですよ。ただ、このモニタリング
というのは、地元にとっても安心材料になるんですよ。地元の説明行っていたときに
も、その危険については、今ずっとモニタリングをして、異常があればすぐ対応できる体
制を整えてますというのと、もうそれ終わりました。一切今、見てません。崩れたら直し
ますわというのとでは、全然、地元の理解度が変わると思う。ですから、先ほどからモニ
タリングの必要性を言ってるんですよ。このモニタリングのときの資料にあるんですが、
このモニタリングについては、モニタリングのメリットとして計測した変状は、関係者が
随時閲覧可能になっていると、要するにネットワークでいつでもそのデータというのを管
理できる状態になっている。そこに異変があれば、すぐに直接アラートでお知らせすると。
そして対応するという体制になっているんですよ。ですから、それもそのメリットとし

であるわけですから、当然、このモニタリングの目的としても一つはここにあるんだろうというふうに思うんです。先ほどの説明では、設計の内容によっては7月の定例会また臨時議会で補正になるのか、また12月になるのかという延び延びになっていくわけですよ。設計次第では、また工事に着手して掘り返していくとまた変わってくるわけで、そこは伸びていく可能性もあるわけですよ。その間、何もモニターせずにずっと置いておくのかという、やっぱり危機感というのはあるわけですよ。ですから、そこは何とか検討願えたらなというふうに思うのですが、連合長のお考えを。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

先ほど言いましたとおり、それについては研究センターさんの方ともう一度相談させていただきます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。先ほど、僕の質問でちょっとにぎわせてしまったなと思ってちょっと反省している部分もあって補足じゃないですけど、僕も教育関係の方には結構いますので流れ的に山城教育局があって、山城教育局の中には東部連合のこの管内で働いてくれていた先生もいるし、僕はこの管内の先生が全然劣っているとかそういう話をしてたわけではないということはわかっていただきたいし、ここから西本教育長が人選されるのか、それとも局に頼んでここに見合った先生を持ってこられるのかというのはあると思うのですが、基本的にイメージとしては京都府の府庁が来るみたいなイメージでいてたというのがあったので、ちょっとびっくりしたという中で丁寧な説明があればなと思ったわけですよ。別に、この管内の先生で局に対して風通しのいい先生もいっぱいいますし、その人選はかなりシビアにやっていただきたいなと思います。その説明をもう一度聞かせてもらえれば、多分皆さん理解できるのかなと思うんですよね。教育の流れがあるじゃないですか、人の流れをちょっと説明いただけたら、もうちょっと理解しやすいのかなと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

失礼いたします。割愛採用につきまして、改めて、先ほどの説明にちょっと不備がございましたので、説明の方をさせていただきます。背景でございますが、市町村教育委員会事務局にはこれまで以上に総合的な高い専門性が要請されております。これにつきまして、専門的事項については、教養と経験がある者の任用については、管内の府費負担教職員を事務局職員として採用する方法が割愛で、現在、この割愛は、本教育委員会を除き山城地方の全ての教育委員会で採用されております。割愛の役割でございます。専門的な知見から教育委員会の施策決定にも関わるなど、専門的事項の指導に関する全ての事務に従事することになり、教育長の負担軽減にもつながると考えております。割愛の効果でございます。割愛の増員配置には、実情、現場理解による行政効果の底上げが期待できます。また、連合管内の人事交流による相互理解や人材の育成にもつながります。以上のことから、これからの組織体制を整える上で割愛制度は不可欠であるというふうに考えております。割愛採用の目的、以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

教育に関しては、そういうところかなと思います。もうちょっと、人の流れがどうなるのかというところは補足ほしいですけどね。多分、皆、本庁から来てくれる、教育局から来てくれると思っているわけですよ。京都府教育委員会から人が来てくれると思ったわけですよ。その辺がどういうふうになるのかというのは、説明があった方が多分皆わかりやすいと思うので。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

失礼します。割愛の採用の手続等になるかと思います。割愛制度につきましてですけど、今、京都府の府教職員の方が連合教育委員会の方で事務をされると、つまり身分が変わります。京都府職員を退職されて、連合の職員として新たに採用されるかたちでございます。任期につきましては、原則 2 年、長い場合も 4 年とか異例もあるというふうには聞いておりますが、現在の連合管内の教職員の方が府教委を退職をされて、連合の職員として採用されるというかたちになります。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

最初の説明にありましたように、府から来てもらおうとかいうことではありません。府費の教職員の中から来てもらおうと、だから山城管内の教職員からうちへ来てもらおう。これが割愛です。割愛制度というのはそういうものです。だから、府の教職員を一旦離れてうちへ入ります。これも今も言いましたように、ずっとではありません。とりあえず、大体ほかの市町を見ていたら2年から3年です。2年から3年、教育委員会で仕事をしてもらって、それでまた現場に帰って、連合全体のところをまた現場に戻って帰ってやってもらおうと、こういうところなんです。これが割愛制度というものですけど、ちょっとその辺りが若干、説明不足だったのかなというふうには思っております。今も言いましたように、山城教育局管内の人事の関係で来てもらって、うちの職員になります。一旦、学校現場を離れますから、先ほども次長が言いましたように退職になるんです。退職になって、また、元に戻るときは現場に教職員として戻ると、こういうことになりますのでご理解のほどお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。教育業界とまた僕らの一般的にきている部分と人事とかも変わったりするので、その流れでうちで2年、3年働いてくれてた人が、また違う学校に行ってうちのよかったところとか違うところ、よかったとことかでよくなっていくと、その人たちがキャリアを積んで上の方に行ったときには、また、こっちに何かフィードバックしてもらえることがあるかもしれないという、こういう長いスキームの人事交流ができていくということの理解が今やっとできたので、もうちょっと説明をまとめといてほしかったなと思います。結構特殊なんですよ、教育業界って。一般職の人と学校の先生上がりの人が教育局にいますから、そういう流れは一般の人にはなかなか知らない事実だと思うので、その辺からちょっと説明があったほうがよかったのかなと思います。ちょっと質問が変わるんですけど、資料の衛生費・環境費の環境総務費の中に大阪湾フェニックスの建設委託料9万9,000円、事業調整額で追加負担金15万円とあるんですけど、これは、今うちのごみを焼却されて、その焼却灰はフェニックスに行っているという認識でいいのでしょうか。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

フェニックスの関係でございます。ご存じのように先ほども答弁してますとおり、今は民間委託で三重中さんでやっています。最終処分していて、現在は、三重中さんの方で処理していただいております。あそこでなぜ載っているかと言ったら、過去のクリーンセンターでやっていたときは焼却灰をフェニックスに入れてました。そのときに、建設工事の負担金、その分の見合いの負担を求められているので、それを支払っているということで、現在はフェニックスには焼却灰等は行っておりません。過去の分についての負担を求められているということで。ある程度、どこまでというのはあるんです。ずっとではないですけど、負担は求められるところです。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

9番、久保議員。

◎ 9番（久保 憲司）

9番、久保です。先ほどの教育次長なり教育長の答弁では十分とは私は感じなかったもので、このままではちょっと手は挙げにくいなと思っておりますので、こちらから確認して返事を聞かないことにしておきたいと思うのですが、専門的な人が学校の現場から来ていただくのだから、その方が掌握される分野については、餅は餅屋で全てそちらの権限でやるということをしていただかないと、一旦、京都府を辞めてこられて、教育委員会の職員としてきたら、教育長の指示命令だけで全部右から左に右へ並べだしたら、何のために来ていただいたのかというのがはっきりしませんので、必ず餅は餅屋にお任せをすると、そこだけは確認を取っておきたい、そういうふう理解をしてこの予算を賛否を考えたいと思いますので、それ違うねんとか言われたらまた手を挙げにくくなりますので、そのとおりだというふう理解をしておきたいと思います。私の質問は別のところにもう一つあります。資料の12ページとそれから当初予算額のトータルのA3の縦長の分と併せ持って質問いたしたいと思います。再資源化ごみの収集の事業費です。12ページの上から小さい3、再資源化ごみ中間処理事業となっております。前年度の予算で2,419万9,000円が5,496万2,000円と一気に倍以上の金額になっております。現在、この再処理の分については、総務委員会でお伺いしたときは、従来が重さで何ぼというような契約の単価契約をしてきたと、しかし、そういう実質的には合わないような実態であって、今回は実態に見合ったかたちで見直したところ、この部分はこういう金額になったと、倍以上になったというふうにご説明をいただきました。しかし、そのときのほかの議員からもちよと言葉があったのですが、見直しは、本来100あるものを見直した結果、90になったのか80になったのかというのが一般的な見直し論であって、これが随分契約の相手方に赤字をずっとかけてきたんで見直して、本来の金額に見直した結果増えましたと。こういうふうな数字だけで見たら、そういうふうに見えんこともないわけです。しかし、

今までやれていたんやったら何でやれへんのやろなと、わざわざ見直したらこないなってしまったと言ったら、どこがどうよくなったのかというのが、単にトータルで増えたと言うたって、増えた中身がこういうふうによくなったのでよくなりました。見直した結果、金額は出るようになったけれども、作業のレベルが上がったとか、もっと全体的なトータルで見たときに、ここだけを見直したんじゃないくて、全体を見直したのでトータルでは予算を圧縮することができているんですという、具体的な説明が欲しいということを総務委員会で申し上げておきました。今日は、それから時間が経過しておりますので、それなりに調査をしていただいたというか、精査をしていただいた結論を聞かせていただけるものだというふうに考えておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

久保議員のご質問にお答えいたします。中間処理の事業について、昨年に比べ3,000万増加しているということのご質問についてお答えいたします。まず、経過の方からお答えしてまいります。ごみの中間処理については、平成31年4月からクリーンセンターの稼働停止に伴い、民間委託により処理を行っています。民間委託については、プロポーザルにより5年間の事業者を選定しました。これが三重中央開発なんですけども。施設稼働時は、中間処理については施設の稼働と一体的に委託業者に委託しておりました。民間委託により、中間処理の部分がわかるようになりました。現状がわかるようになりました。プロポーザルでの事業者を選定したときには、その作業料・人件費・施設設備費を適正に見積もることが不可能でありました、その当時。プロポーザルについては、5年間の事業者を決定したところでありますが、契約については、ごみ処理料等、毎年見込む必要があることから1年ごととしております。今回、一定実績が出たことから実績に基づき確認しました。各中間処理の単価については、1キログラム当たりで計算しているところですが、特に、ペットボトルについては、重さの割には量そのものが大きく、重さに比べて手間がかかるといったことが判明いたしました。これについては、先ほども言いましたように、キャップ、それからラベル、洗浄、そういった手間がかかる。以前は、ペットボトルは重量ではかって1キロいくらということで計算しておりましたが、それについては、こうこうこういうことが出て全く合わないというふうなところが、その中間処理業者の方から申し出があったと。それで、その中間処理のところについての事業者からの相談を受けまして、実績を基に当方で人件費・施設設備費を積算し直した結果、単価を見直す必要が生じたということで見直したものでございます。今後も、一般質問で述べましたとおり、構成町村と連携しながらごみの減量化を進め、経費の節減を努めていきたいと、こういった努力をさせていただきます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9 番、久保議員。

◎ 9 番（久保 憲司）

久保です。前段部分というのは前にもお聞きしたとおりなんで、総務委員会で。それから時間を経過してトータルでこういうふうになりましたと、ごみ処理について、今回見直した結果、何がしかやっぱり見直した効果として金額も圧縮できたと、そういうデータはどうになりましたかということを知っているわけで、1 回目の質問がちょっと無駄になったような気がします。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ごみの処理につきましては、ここでは3, 0 0 0 万、中間処理について上がっておりますけども、全体的に、このごみ処理、今回の民間委託したことによりまして、全体的には3, 0 0 0 万の経費の低減が見られたということでございます。

◎ 議長（岡田 勇）

9 番、久保議員。

◎ 9 番（久保 憲司）

その3, 0 0 0 万というのは、どこまでを足したら3, 0 0 0 万になるのかが、もうちょっと事務局長から具体的に、これとこれを足してやったらこういう数字になりますと、前に聞いてあるんやから、今日聞かれたら即座に答えていただけるようにしてあると、私は考えて今日ここに来ていますので、そこのところをまずお答えをいただきたいのと、それから主にこの3, 0 0 0 万が増えたのがペットボトルが原因だということであれば、私が一般質問でさせていただいたように、南山城村なんか、このままペットボトルで出していないんですけど、シールを取って、キャップを取ってという作業も全部こういう経費の中に入っているということは、このまま出している地域があるんですね。たくさん。そういうことのために経費が上がるんだとすれば、少なくとも洗うまでしなくてもこのレベルだったら、今はこのレベルでしたら、そのままほぼほぼリサイクル資源に、これキャップを取れば、ということは、容易に、この3, 0 0 0 万上がるじゃなくて、逆に、この今回5, 4 9 6 万2, 0 0 0 円、これよりもうんと下に行けるというふうに理解もできますし、そういうことを今回この予算は認める方向で考えてますけども、しかし、これ決算のときには上がる言うてましたけど、逆に減りましたという答えを出してもらおうぐらいの意気込み

を聞かせてください。それと局長にお願いしたいのは、トータルどれと足したら3,000万、今、連合長から話が出ましたから、これとこれと足したらトータルで3,000万圧縮できてるんですという、その2つを聞かせてください。

◎ 議長（岡田 勇）

平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

ペットボトルの中間処理につきましては、朝から答えさせていただきましたが、南山城村ではペットボトルは分別する、そして、うちの方でも中も洗ってきれいにしてからためておいて、収集日にネットの大きな袋の中に放り込むと、ご覧になっていると思いますけれども、通るときに見ますとほとんどラベルなんかゼロです。きれいなペットボトルを入れますので、うちの村ではそういうことをしております。しかし、今指摘がございましたように、そういったラベルの入ったものも混入していると、そこに手間暇のかかる人件費が発生しているのかなというふうに理解しているわけなんですけれども、そこはもう少し啓発に力を入れて、ペットボトルはこのようなしてください、これは、また回収業者が再利用の方に、再資源化の方で有価物として出していると、それなりのまた、連合が収入も得ているということです、そのところは手間暇が少なく済んだということは、この決算でこういうことやったら少し加工賃、処理費を下げましたよと、そういったことにつながるように啓発していきたいというふうに思います。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

久保議員のご質問にお答えします。3,000万という数字は試算をちょっとさせていただきまして、今、確定で決算が出ておりまして、31年4月1日から停止していますので、それまでは民間委託ではなくて直営でやっておったと。それ以降、31年4月1日から民間委託になったということで、決算ベースで、要は、ちょっと比較をすると、要は、民間委託前については施設の例えば、稼働の運営委託、電気代、それぞれ検査費とか、そういうのもかかっておったと、中間処理は、あそこでやっておったということの費用がございました。その部分と、31年4月から1年間民間委託にして、三重中央さんで中間処理をしたというところの単純比較を、決算ベースで抜き出しをしまして確認をすると、4,500万ほどマイナスになっていると、民間委託で。先ほどの連合長からの話で3,000万というのは、一方でこれ単純比較ができないんですけど、今回、じんかい処理費の大項目でいくと1,500万円ぐらいプラスになっているはずなんです。再資源化のとは

3, 000万なんですけども、ほかのところで減量努力もしてますので減っているという差引きで、トータルでも民間委託が安ければいいわけではないんですけども、直営に比べて民間委託後、今回ちょっと増えましたが、それでも3, 000万の減少になっているということでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

5番、坂本です。資料11ページ、4款、衛生費、2項、清掃費、1目、衛生総務費、普通旅費の中に廃棄物処理対策会議、キンククリーンセンター問題、環境省と書いてあるんですけど、このキンククリーンセンターの問題って、いまだにまだ会議してるんや思ったんですけど、どんな会議だった、誰が出席してどんな会議なんですか。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

坂本議員のご質問にお答えします。過去にちょっと東京で環境省からの会議がございまして、そういったケースがあるのでちょっと入れて、環境省から解決に向けたというちょっと議会ではなかなか報告ができないところがあるんですけども、会議が以前開かれたということ。

◎ 5番（坂本 英人）

あるかないかわからん予算ということ。

◎ 環境課長（大西 勝）

そうです。可能性ありますので、ちょっと過去にあったものを継続的に入れているものでございます。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5番、坂本議員。

◎ 5番（坂本 英人）

先ほどのフェニックスの話にちょっと戻るんですけど、これっていつまで払い続けるかというのは事務局側が交渉に行くの。それとも連合長、副連合長を含めてみんなで、うち

金ないんでみたいな話をしに行かはるのか。捨ててないけどお金を払わなあかん、その排出者責任という部分で課せられているんやと思うんですけど、これいつまでというのはわからへんみたいな話やったけど、これちょっと聞きたい。

◎ 議長（岡田 勇）

大西環境課長。

◎ 環境課長（大西 勝）

フェニックスの関係なんですけど、申し訳ございません。私もちょっと一回会議に行ったんですけども、過去の排出したときの建設費の償還をずっとしておるところの負担なので、また確認させていただきます。それが、どこまで償還が続くか、ただし、ちょっとしばらくは続くような絵はなっていたと思いますので、また、そこら辺は、また、報告等をさせていただきたいと思います。以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

5 番、坂本議員。

◎ 5 番（坂本 英人）

5 番、坂本です。お金がないお金がないと言うてるので、払わなあかん排出者責任というのは、このキンキクリーンセンターのこともそうですけど、一生ついて回る責任やというのは、廃掃法の中で決まっているというのは、よくよく理解はできるんですけど、お金がないというのであれば頭下げに行くぐらいの、うちもない袖振れませんというぐらいの汗のかき方を連合長を含め、副連合長、皆さん、よろしくお願いします。

◎ 議長（岡田 勇）

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番（鈴木 かほる）

広報「れんけい」のことです。どのページに予算が載っているのかよくわからないのですが、予算書の 8 ページの総務費の辺りかなと思うのですが、ページがわからないのですが、議会での一般質問を含めて、議会だよりを兼ねたような記事が「広報れんけい」の中に載るようになっていまして、それは本当に今まで、この議会の中での一般質問とか、そういう話し合われたことが各町村の議会に反映されにくかったんです。だから、それは本当にいいなと思っているんですけど、「れんけい」というのは、そもそも行政の方のあれですよね。だから、そこに載せてもらっている、ですけども、特に、一般質問とか議会で決まったことについての説明というか、それは、責任は議会の方にあるんだろうなとち

よっと心苦しく思っているんですけども、その辺について、どんなふうに考えておられますか。

◎ 議長（岡田 勇）

大西事務局長。

◎ 大西事務局長（大西 勝）

鈴木議員の質問にお答えします。まず、経過を説明させていただきます。「れんけい」に議会の関係が載ったということで、今いただいたんですけども、たしか今の岡田議長から前に質問があったということで、その充実の話がありました。私、4月から赴任させていただきまして、そういうことは引き継ぎ前局長から受けていましたので、何らか措置をせなあかんということで、なかなか充実したものにはなっていないんですけども、当然、各町村出しておられるところがあります、議会だより、あるんですけど、連合議会はどうやということで、連合議会の分を載せなあかんのと違うかということで、1枚載せさせていただいているところです。やり方としては、質問のところにつきましては、それぞれ質問については、各議員さんには、原稿を確認いただいているところなんですけれども、レイアウトであるとか、もうちょっとこうした方がいいというのは、そこまではちょっとできていない状況なので、検討の余地はあるとは考えております。私からは以上でございます。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

今日、昼もちょっとみんなで話し合いをしていたんですけども、質問については、それぞれの発言した議員にきちんと確認を取ってくれているんですね。それ以外のところでチェックするのは私たちの責任なんですけども、その辺については、また、議会の方の宿題になるかなと思っております。じゃあ、今日はここまで結構です。

◎ 議長（岡田 勇）

宿題やね。

◎ 6番（鈴木 かほる）

問題意識を持っているということでお伝えしておきます。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出君。

◎ 2 番（向出 健）

2 番、向出です。ページ 1 2 の先ほどから出ています、再資源化の委託料の件ですけれども、説明としては精査した結果であるということ、それは理解するのですが、三重中央自身はもともとこういうごみの処理する業者であって、最初から適正な単価として、例えば、単価当たりの契約というかたちをなぜ取れなかったのか、その辺りどうだったのか。このままいくと最初の契約は、要するに三重中央が自社で持ち出して、かなり無理をして処理していたことになりまして、最初から単価契約ということをしていればよかったのではないかという疑問も出てきます。最初の契約がなぜこういうかたちになって、それで今の段階になって、精査しなければいけなくなってしまったのか。この点は、少し経緯を説明いただきたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

堀副広域連合長。

◎ 副広域連合長（堀 忠雄）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。ご案内のとおり、この再資源の処理施設というのは和束町の中の民間業者が持っておられます。それと戻って、この資源、今までの予算のときに見ていただいたらわかりますが、直接やっているときは、これだけの細かい項目はもってないですね。だから缶とかそういうものもありました。それはご案内のとおり、東部じんかい処理施設は圧縮機を持っていますから、そこできちっと圧縮したりしてました。それに予算を見ていただいたらわかりますように、2, 0 0 0 万ほどかけてきていると思います。それと維持費とか、維持するのに。やめたからと言って、燃やすところはやめたけども、そこは維持していかなければならんだろう。それに予算 2, 0 0 0 万で人の人件費が大変なら、缶も合わせて、ごみを皆やる方がややすくなるんじゃないか。安なると言ったら変な言い方。安なると言ったら、ちょっと議会で載るときに、これ安いと言ったら語弊があります。ちょっとこれ取り消しさせていただきます。合理的であるだろうと、そういうことになれば、さっきのペットとか再資源化と、もう一つは手を加えていかなければ有価物ですね。その辺がご案内のとおり、民間の再資源一つにまとめてもらいました。それやったら、ここの維持している金は要らなくなります。もう止めてます。本来なら自分のとこ持ってるねんけど、民間委託に回しました。そういうことを、トータルして細かくしていったときには、最初のときには、皆さんから募集して金額が決まっていますから、その範囲内でやってくださいねと言っていますから、確かに業者は無理をしてそこまで、そこへ乗せていると、そういうことで確かに無理したのがあるのかな。だから、先ほど無理というのをそこで聞いたというのは、そこで皆さんご案内のとおり、この廃掃法というのは理のかなわないことでいろいろとしていくと、こちらに問題が残りますから、やっぱりここは丁寧に見直させていただいたという話になりますね。その

ときの、民間の内容書は、あんなけの細かい項目やなしにトータルの範囲内でどう見ますかと、先ほど話があったけども見ていったんです。あんまり細かくし過ぎ、うちの方の事務なんですけども細かく実績をつかむのにしました。しかし大きくすると、そのさっきも含めると、先ほど村長が言われたように安くなるからそちらの方が合理的であるだろうと、こういう判断をさせていただきました。こういう経過で直接やっているときと、民間でやり方が変わりました。だから、そういうことで非常に大変でした。もう一つは、これ特異なケースは、中間処理施設というのは民間で持っておられるというのが、これも一つの特異なところだと思いますね。その辺のところ、過去の経過があるだろうと思います。そういうことも含めながら、トータルの経済的より効果的に合理性があれば、その中で判断させていただいたと、こういうことでご理解いただきたいと思います。この辺が一つのペースになるのかな。先ほどのトータルトータルというのは、そういうことだと思いますので範囲内という言葉が出てきたり、向こうからこれだけでやりたいです、やりますという要望を挙げられる、その範囲内でやっていく。ただ、その細かく単価の見直しをしたときに、いろいろ出上がった中に現実に近づいたときに、ちょっと誤差があるのかなという思いは私たちも持ちました。その辺はちょっと、いろいろ反省はしなければならないところはあるんですけども、先ほどトータルの合理的に、そうやって廃掃法から見て、これからいいだろうという観点から、この過渡期に判断をさせていただいたということで、ちょっとご理解いただきたいと思います。これ、なかなか説明をわかっていただいたかどうか、そのうち見ていったらわかると思います。決算と比べてもらったら、先ほどの村長もわかるんですけども。それでまた、あそこでやっていたのが止まっていますから、あれ維持しておったら大変ですからね。普通はあれ止めないです。あれ普通はここでやれるんですからね。東部の燃やすとは止めたけど、それまで止めてしまっていますから、それ全部民間に持っていったというところに、大きな金額の差が出ている。この点でご理解いただきたいというふうに思います。もし、維持して同じようにそこへ持ってきていたら、人は要るわ、分別そこでさらに分けなければならんわ、そうなってくると処理がちょっと大変だと思いますので、その辺ちょっとご理解を一つよろしく願いいたします。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

2番、向出君。

◎ 2番（向出 健）

2番、向出です。そうしますと、最初にプロポーザルというかたちで、この事業費の中でやってくださいと言ったときに、ちょっと連合側としては、そこまで細かく精査はできずに事業費の設定をしていたということで、三重中央の方もその額でできると手を挙げたけど、実際やってみたところ、ちょっと想定より費用がかかってきたということが実際にわかってきたと、これは致し方ないことだという、そういう認識だということですね。そ

ういうふうに理解をいたしました。ただ両者、三重中央の方もその額でやっていけると。

◎ 7 (畑 武志)

三重中違う。

◎ 5 番 (坂本 英人)

お前ちょっと間違っている。三重中違う、大北組や、大北リサイクル。

◎ 2 番 (向出 健)

すみません。僕が勘違いしてました。わかりました。了解しました。

◎ 議長 (岡田 勇)

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番 (鈴木 かほる)

資料の 29 ページと 39 ページのところに就学援助費、例えば、村で言うたら村の小学校が 29 ページ、笠置中学校が 39 ページに載っているんですけども、この就学援助費は小学校で 9 万円、中学校で 44 万 5,000 円というふうに増えているんですけども、これは、例えば、オンライン学習の通信費が 2,000 円プラスされて 1 万 2,000 円になりました。修学旅行費の単価が 2 万 2,690 円に上がりましたというふうに、国の方の基準が変わってきているんですが、その関係で増えているのか、それとも就学援助を受ける子どもの数が増えているのか、どちらなんですか。

◎ 議長 (岡田 勇)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (竹谷 正則)

対象となります児童の数も増えております。また、そして単価の方も併せて年々増えております。

◎ 議長 (岡田 勇)

6 番、鈴木議員。

◎ 6 番 (鈴木 かほる)

この間のコロナで一般的な話ですけども、仕事がなくなったりとかで生活が大変だという話をよく聞くんですけど、実際、この東部連合管内の保護者の生活というのはどうな

っているのかなと気になるんです。それで、例えば、村で言うたら、社協が行っている小口貸付けというのがあるんですけど、そういうのを一旦借りて返して、また再貸付け、再々貸付けというふうな事態も村の中では起こっているんです。それが、子どもの保護者かどうかは私わかりませんよ。個人情報ですからわかりませんが、だから、そんなふうにもうちょっと援助があればなとか、生活が大変だなと思っている方はあるんじゃないかなと思うので、去年もたしか途中で生活保護というか、就学援助をやりますよというチラシを入れたりしてくれました。そういう点は細かくやってくれていると思うのですが、今、また、再度そういうことを力入れてやってほしいなと思いますが、いかがですか。

◎ 議長（岡田 勇）

教育次長。

◎ 教育次長（竹谷 秀俊）

就学援助の周知につきましては、追加で12月にさせていただきまして、ご活用いただいた実績もございます。今のところ予定では、次回、新入生が入るときに全ての保護者の皆さんにご案内をさせていただくという予定であります。状況に応じては、また、間にそういった周知の方も検討していきたいと思っております。以上です。

◎ 議長（岡田 勇）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

コロナ禍による貧困というのは、教育委員会は本当に気になっておるところです。だから、一番大事なのは、学校の方が高いアンテナを張ってその状況を把握する、ここに尽きると思っております。やっぱり児童生徒の生活と学習、この2つをきちっとフォローしていくということが本当に大事だというふうに思っておりますので、コロナに伴う貧困対策というのは、重点として考えていきたいと、繰り返しますが、学校現場が保護者の状況をできるだけ早くキャッチする、それと教育委員会と連携してやっていきたいというふうに考えております。

◎ 議長（岡田 勇）

6番、鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

本当に、学校の先生にも見えにくいのが貧困やと言われていました。というのが、この頃は昔のように継ぎあてた服を着てくるわけじゃなし、結構服装だけを見ていてもわからな

いし、だからそういう点では、保健室の先生とかスクールサポーターの方もいらっしゃるし、もちろん担任の先生もそうなんですけども、日頃から子どものことがどうかなというときに何か声をかけられるような、そういうことが大事だろうなと思っております。そういうことを先生がそこまでするかという気もあるんですけど、やっぱりそこは子どもの暮らしやそれを守るために大事だと思うので、是非お願いしたいと思います。

◎ 議長（岡田 勇）

私からちょっとお願いしておきたいのですけれども、2つの委員会がありますね。そこである程度、理事者か教育長に詰めをしっかりとしてもらわんと、ここで細かい話をさせても時間がむやみに延びるだけで運営がなかなかできにくいです。ですから、その点だけ十分、私のお願いですけれども、今後、そういうことでお願いしたいと思います。これで質疑を終結いたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

なしと認めます。これより採決します。議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

◎ 議長（岡田 勇）

挙手全員です。したがって、議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算については、原案のとおり可決されました。日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 議長（岡田 勇）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定をいたしました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これもちまして、令和3年相楽東部広域連合議会第1回定例会を閉会します。本日はご苦労さんでございました。